

東日本高速道路株式会社における 入札契約制度について

2023年7月

あなたに、ベスト・ウェイ。



～目次～

- ・はじめに
- ・第1章 工事編
- ・第2章 調査等編

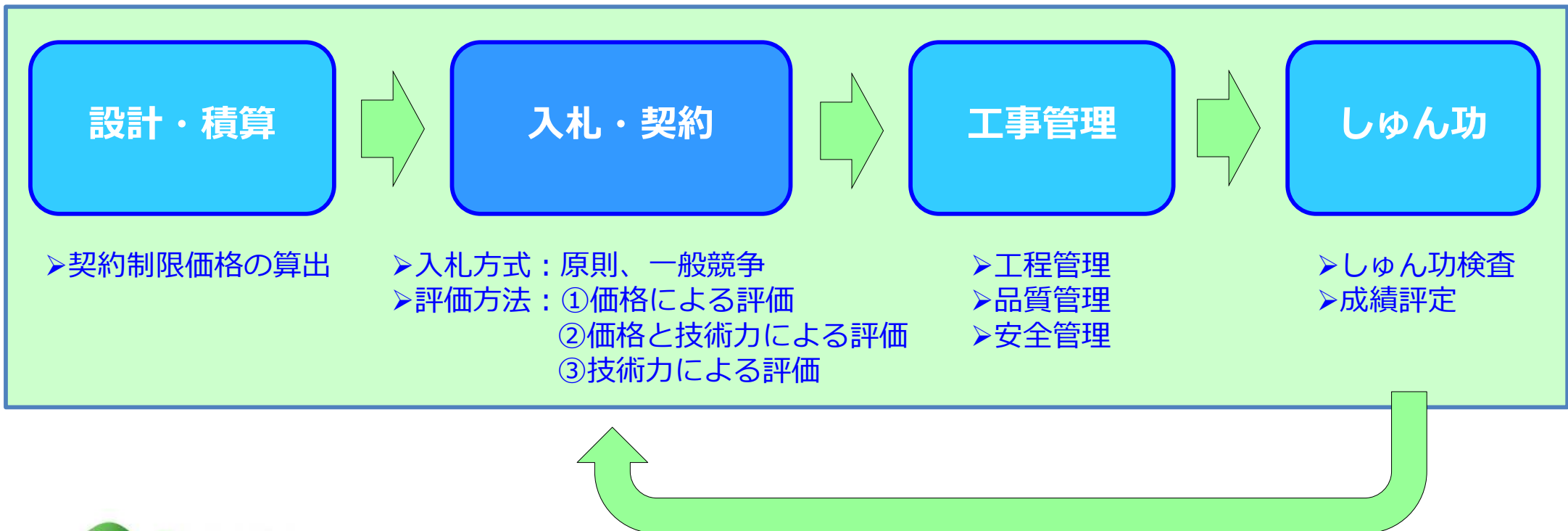
はじめに

東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO東日本」）では、2005(平成17)年10月の会社設立以降、関係法令である「品確法」や「入契法」・「建設業法」等を基本に、透明性・公正性の確保の他、工事の特性に応じた「調達最適化」を実現するために、技術開発・技術管理を主体とする技術部門と調達部門による入札・契約制度（調達制度）の改善を継続的に実施しています。

※入契法 = 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

品確法 = 公共工事の品質確保の促進に関する法律

NEXCO東日本における調達サイクル



第1章 工事編



- ・ 第1節 入札契約方式の選定と概要
- ・ 第2節 総合評価落札方式の概要
- ・ 第3節 技術提案・交渉方式の概要
- ・ 第4節 その他の入札方式の紹介

第1節

入札契約方式の選定と概要

あなたに、ベスト・ウェイ。



1. 入札契約方式の選択	・ ・ 8
(1) . 契約方式の選択	・ ・ 10
(2) . 競争参加者の設定方法	・ ・ 12
(3) . 落札者の設定方法	・ ・ 14
2. 低入札価格調査	・ ・ 16
3. 入札不調等への対応	・ ・ 19

1. 入札契約方式の選択 ～構成要素～

R5.4改定部分赤字

入札契約方式の構成要素

～工事の内容に応じて、これらの4要素の組合せにより調達を実施～

(1)契約方式	(2)競争参加者の設定方法	(3)落札者の選定方法	(4)支払方式
<p>◆契約の対象とする業務及び施工の範囲の設定方法</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">設計・施工 分離発注方式</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">詳細設計付 工事発注方式</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">設計・施工 一括発注方式</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">設計段階から施工者 が関与する方式 (ECI方式)</div>	<p>◆契約の相手方を選定する際の候補とする者の範囲の設定方法</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">一般競争入札</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">条件付一般競争入札</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">条件付一般競争入札 (指名併用型) ※</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">指名競争入札</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">随意契約</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">公募型プロポーザル方式</div>	<p>◆契約の相手方の候補とした者から、契約の相手方とする者を選定する方法</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">総合評価落札方式 加算方式 (価格+技術) 除算方式 (技術/価格)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">自動落札方式 (価格)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">技術提案・交渉方式 (技術) 【技術協力・施工タイプ】 【設計交渉・施工タイプ】</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">技術提案・交渉方式 (技術) 【設計施工一括タイプ】</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">技術開発・工事一体型調達方式 (総合評価落札方式) 【技術開発・工事一括型】 【技術開発・工事分離型】</div>	<p>◆契約の対価を支払う方法</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">総価単価 契約方式 (土木工事)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">総価 契約方式 (施設工事)</div>

※「拡大型指名競争入札」から「条件付一般競争入札（指名併用型）」に見直しました。（見直しに伴う入札参加に係る手続きの変更はありません）

1. 入札契約方式の選択 ～組合せ～

R5.4改定部分赤字

(2) 競争参加者の設定方法	(1) 契約方式				(3) 落札者の決定方法				(4) 支払方式			
	設計・施工分離発注方式《原則》	詳細設計付工事発注方式	設計・施工一括発注方式	設計段階から施工者が関与する方式 (ECI方式)	総合評価落札方式				自動落札方式	技術提案・交渉方式	総価単価契約方式	総価契約方式
					技術開発・工事一体型	高度技術提案型	技術提案評価型	工事实績評価型				
					加算方式or除算方式				価格	技術力	土木工事	施設工事
一般競争入札	◎	◎	—	—	◎	◎	◎	—	—	◎	◎	
条件付一般競争入札	◎	◎	—	—	◎	◎	◎	◎	—	◎	◎	
条件付一般競争入札 (指名併用型)	● WTO基準額未満	● WTO基準額未満	—	—	●	●	●	●	◎	—	◎	◎
指名競争入札	●	●	—	—	—	—	—	—	◎	—	◎	◎
随意契約	● 工事性質	● 工事性質	—	—	—	—	—	—	◎	—	◎	◎
公募型プロポーザル方式	—	—	◎	◎	—	—	—	—	—	◎	◎	◎

※表中の◎は原則を示します。●は一定要件を満たす場合（または必要とする場合）に適用することがあることを示します。

着色部（灰色）においては、必要に応じて個別工事単位で要領を定める方式です。

(1) 契約方式の選択①

契約方式は工事の特性に応じて設計と工事の関係により選択されます。

NEXCO東日本では、「設計・施工の分離発注」を原則としつつ、工事の難易度の高い工事などでは「設計段階から施工者が関与する方式」を採用しています。

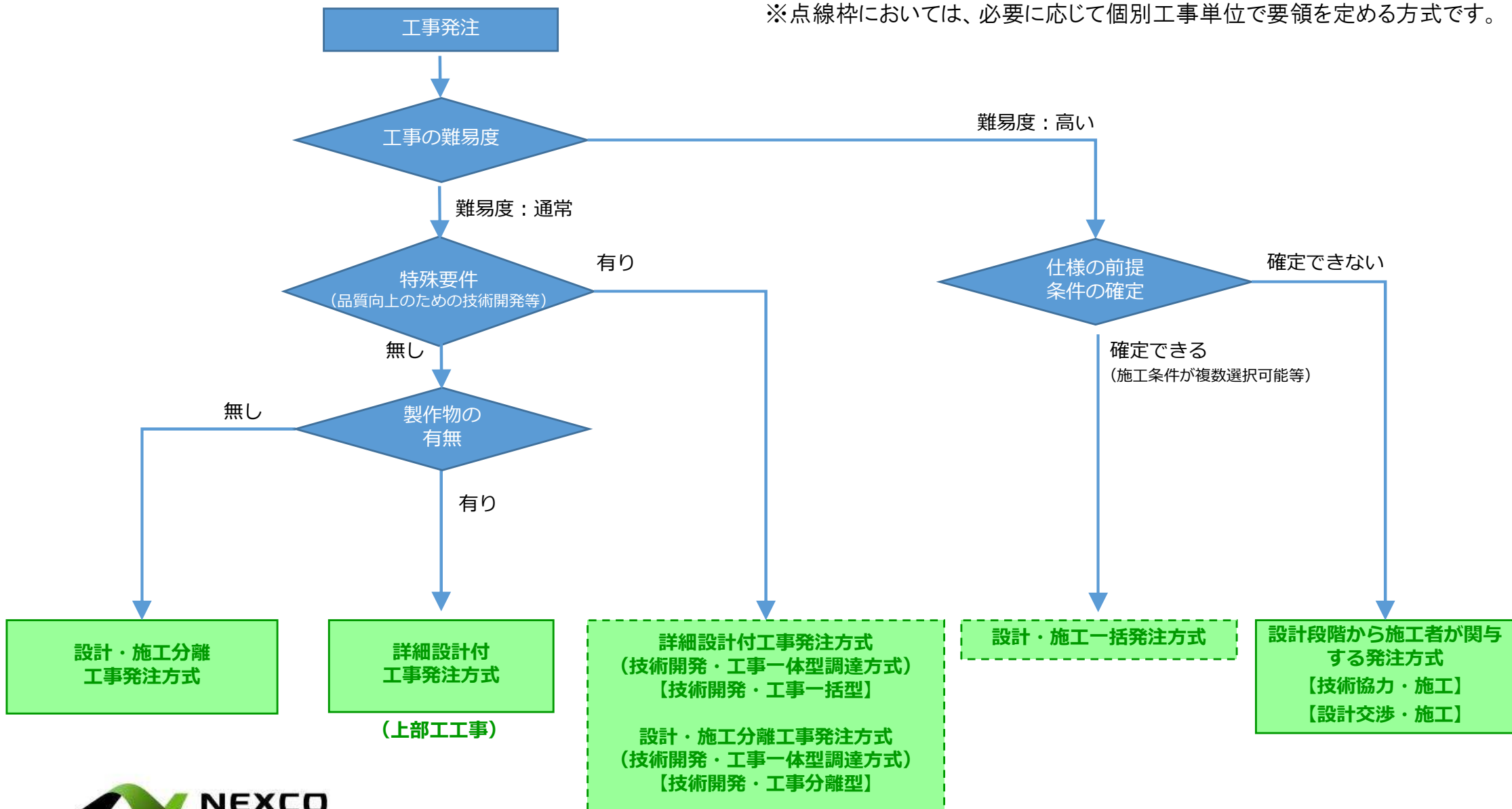
※点線部においては、必要に応じて個別工事単位で要領を定める方式です。

契約方式	競争参加者の選定方式		概略設計／基本設計	詳細設計	施工
設計・施工分離発注 (通常の発注)	設計者	プロポーザル方式	[Green bar]		
	施工者	総合評価落札方式			施工
詳細設計付工事発注方式 (橋梁上部工、床版取替工事等)	設計者	プロポーザル方式	基本設計		
	施工者	総合評価落札方式		詳細設計	施工
設計段階から施工者が 関与する方式 (設計・施工分離)	設計者	プロポーザル方式	[Green bar]		
	施工者	技術提案・交渉方式 (技術協力・施工タイプ)		技術協力	施工
設計段階から施工者が 関与する方式 (設計・施工一体)	設計者	※設計者による基本設計等を必要に応じて実施	基本設計		
	施工者	技術提案・交渉方式 (設計交渉・施工タイプ)		詳細設計	施工
設計・施工一括発注方式	設計者	プロポーザル方式	基本設計		
	施工者	総合評価落札方式		(基本) + 詳細設計	施工
	設計者	※設計者による基本設計等を必要に応じて実施	基本設計		
	施工者	技術提案・交渉方式 (設計・施工一括タイプ)		(基本) + 詳細設計	施工

(1) 契約方法の選択②

契約方法の選択は次のフローを基本に選択されます。

※点線枠においては、必要に応じて個別工事単位で要領を定める方式です。



(2) 競争参加者の設定方法

R5.4改定部分赤字

競争参加者の設定は工事の規模（金額）に応じて選択されます。

NEXCO東日本では、「競争契約」を原則としつつ、工事の性質に応じて「随意契約」を採用する場合があります。また、政府調達協定基準額（以下「WTO基準額」）未満の工事で入札不調対策が必要な工事では「**条件付一般競争入札（指名併用型）**」等を採用する場合があります。

契約制限価格	競争契約《原則》			随意契約
WTO基準額	一般競争入札（WTO適用）			特定随意契約 （申込委託）
250万円	条件付 一般競争入札	条件付 一般競争入札 （指名併用型） （入札不調対策） 発注時に、設定した競争参加 資格要件（指名基準）を満た す者を全者指名するとともに、 指名業者以外も競争参加可能 なように公募する方式	（指名競争入札）	緊急随意契約 特命随意契約
0円		簡易型競争入札		

NEXCO東日本における競争参加者の設定方法の概念図（工事）

(2) 競争参加者の設定方法の概要

R5.4改定部分赤字

NEXCO東日本の競争参加者の設定方法の概要は次のとおりです。

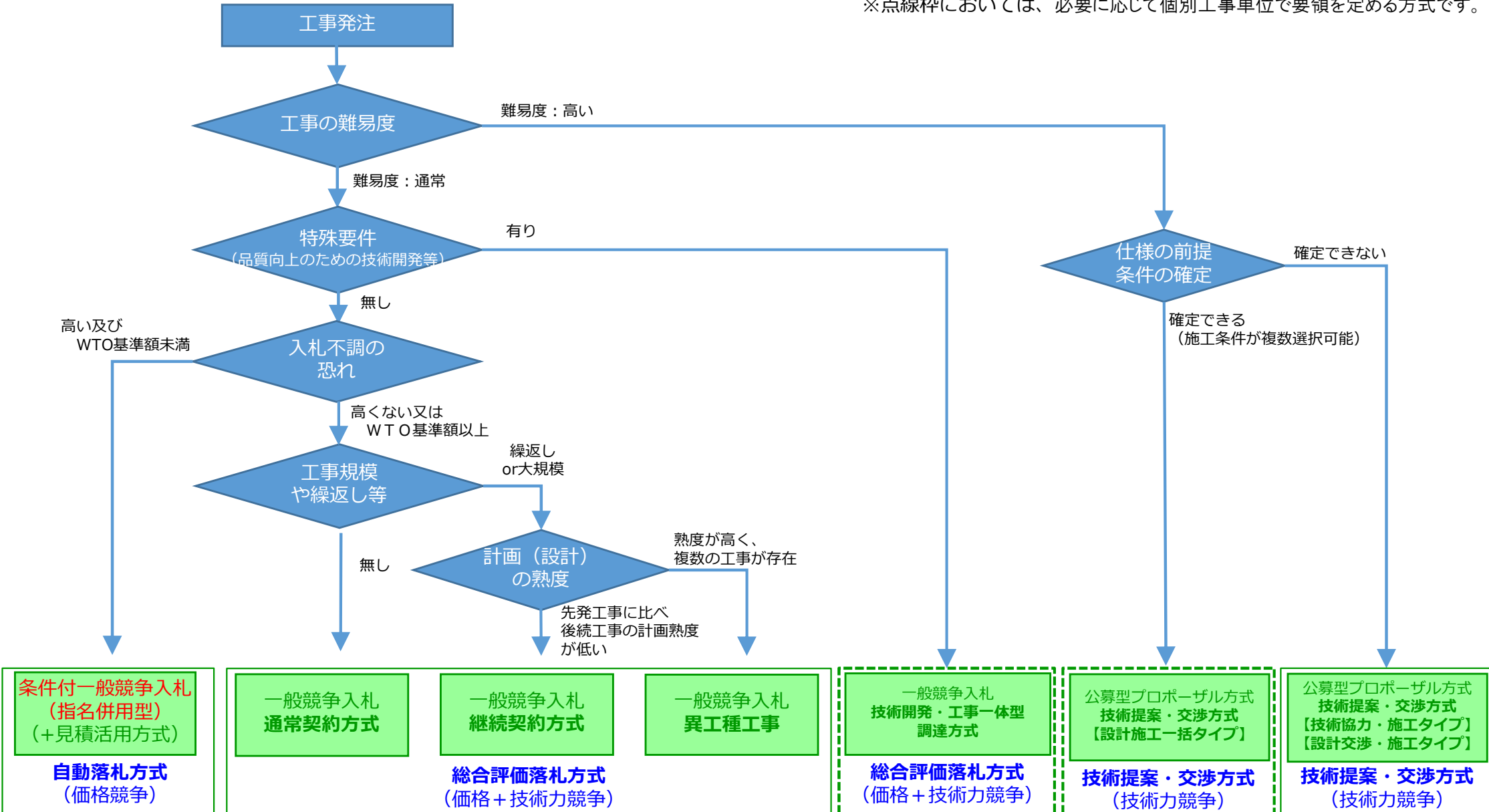
競争参加者の設定方法の種類	概要
一般競争入札	WTO基準額以上の工事で、当該工事種別に関する競争参加資格の区分に係る 経営事項評価点数以上の有資格者 の中から企業の実績等当該工事で定めた要件を満たす者を募集する方式
条件付一般競争入札	WTO基準額未満の工事で、当該工事種別に関する競争参加資格の区分のうち 等級区分に係る総合点数以上の有資格者 の中から企業の実績等当該工事で定めた要件を満たす者を募集する方式
条件付一般競争入札 (指名併用型)	WTO基準額未満の工事で、入札不調の後または過去入札不調の実績があつて条件付一般競争入札に付す時間的余裕が無いなどの場合に、当該工事種別に関する競争参加資格の区分のうち 等級区分に係る総合点数以上の有資格者 の中から企業の実績等当該工事で定めた要件を満たす者をNEXCO東日本から指名を行い、指名されなかった有資格者でも企業の実績等を有する者も応募を可能とする方式
指名競争入札	WTO基準額未満の工事で、入札不調の後または過去入札不調の実績があつて施工時期の制約等により条件付一般競争入札に付す時間的余裕が無いなどの場合に、当該工事種別に関する競争参加資格の区分のうち 等級区分に係る総合点数以上の有資格者 の中から企業の実績等当該工事で定めた要件を満たす者をNEXCO東日本から指名する方式
随意契約	NEXCO東日本の随意契約は3つのタイプがあります。 ①特定随意契約 市場競争が存在しない場合又は市場競争に付すことが不適当な場合 ②特命随意契約 市場競争は存在するが、特別な事情が存在する場合 ③緊急随意契約（特命随意契約の1つです） 災害または障害・故障が発生したため、応急措置を目的とする工事等を緊急に施行する必要がある場合
公募型プロポーザル方式	WTO基準額以上となる見込みの工事で、当該工事種別に関する競争参加資格の区分に係る 経営事項評価点数以上の有資格者 の中から企業の実績等当該工事で定めた要件を満たす者を工事に先立って行う設計などの調査等の時点で募集する方式

(3) 落札者の決定方法

R5.4改定部分赤字

NEXCO東日本の落札者の決定方法は、工事の難易度や事業の喫緊性などに応じて選択されます。

※点線枠においては、必要に応じて個別工事単位で要領を定める方式です。



(3) 落札者の決定方法の概要



NEXCO東日本の落札者の選定方法の概要は次のとおりです。

落札者の選定方法の種類	概 要
総合評価落札方式	<p>【加算方式を用いる場合】…技術提案評価型、工事实績評価型 契約制限価格の範囲内で入札された価格に基づく「価格評価点」と技術提案書等に基づく「技術評価点」を総合的に評価することにより、「評価値の最も高い者」を落札者として決定する方式</p> <p>評価値 = 価格評価点 + 技術評価点</p> <p>【除算方式を用いる場合】…高度技術提案型 契約制限価格の範囲内での「入札価格」と部分的な工事目的物の変更を認めた技術提案書等に基づく「技術評価点」を総合的に評価することにより、「評価値の最も高い者」を落札者として決定する方式</p> <p>評価値 = 技術評価点 / 入札価格</p> <p>※詳しくは「総合評価落札方式の概要」をご覧ください。</p>
自動落札方式	契約制限価格の範囲内で入札された適正価格で 「最も安価な者」 を落札者として決定する方式
技術提案・交渉方式	<p>技術提案書等に基づく「技術評価点」の最も高い評価者を『選定者』とし、その後、 「設計交渉・施工タイプ」では、 設計業務の契約交渉を選定者で行い合意した場合に設計業務の契約者とし、設計業務に併せて工事の契約交渉を行い合意された場合に『特定者』として工事の契約を行う方式</p> <p>「技術協力・施工タイプ」では、 技術協力業務の契約交渉を選定者で行い合意された場合に技術協力業務の契約者とし、別に発注する設計業務と技術協力業務に併せて工事に関する契約交渉を行い合意された場合に『特定者』として工事の契約を行う方式</p> <p>※詳しくは第3節「技術提案・交渉方式の概要」をご覧ください。</p>

2. 低入札価格調査

令和4年7月以降入札公告等を行う工事から適用

■ 低入札価格調査制度の概要

【概要】

落札予定者の入札価格が調査基準価格（適正な履行がなされない恐れがあると認められる価格）を下回る額である場合に、その入札価格の妥当性について調査を行うものです。

■ 調査基準価格の設定

当社が発注する工事では、次に示すとおり調査基準価格を設定しています。

調査基準価格

調査基準価格は、次の①から④に示す額の合計額とする。

- ①直接工事費 ×97%
- ②共通仮設費 ×90%
- ③現場管理費 ×90%
- ④一般管理費等×68%

合計額が工事価格対象額に 10分の9.2を乗じて得た額を超える場合 ⇒ 10分の9.2を乗じて得た額
合計額が工事価格対象額に 10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合 ⇒ 10分の7.5を乗じて得た額

※ 1 落札予定者の入札価格が、**調査基準価格を下回る場合には低入札価格調査**の対象となる。

※ 2 総合評価落札方式（高度技術提案型）を採用する工事においては、入札者ごとの技術提案に基づく工事価格を基に、「調査基準価格」の算定を行い、その価格を基に低入札価格調査を行うものとする。

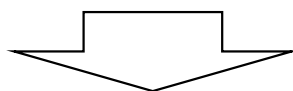
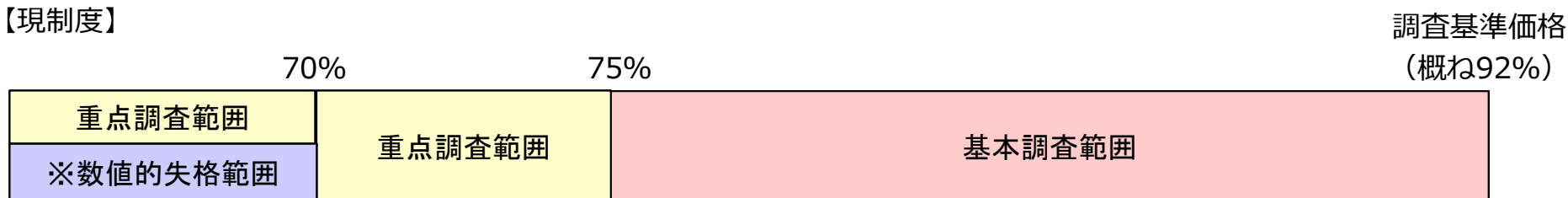
2. 低入札価格調査

令和3年7月以降入札公告等を行う工事から適用

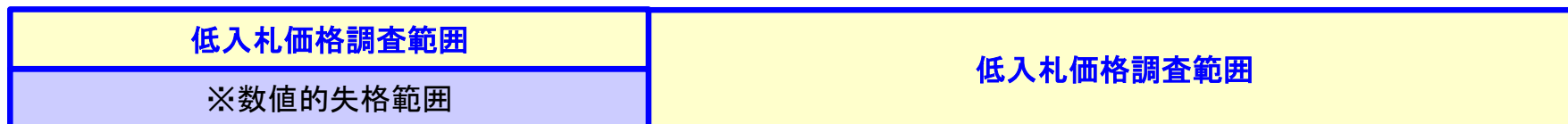
■ 工事の低入札価格調査要領における調査方法の見直しを行いました。

- 「基本調査」と「重点調査」に区分されていた調査を「**低入札価格調査**」と名称を改め統合し、調査基準価格を下回る入札価格の場合の調査内容をこれまでの重点調査と同様に見直しました。
- 「数値的判断基準（失格基準）」を契約制限価格の75%に引き上げました。

【現制度】



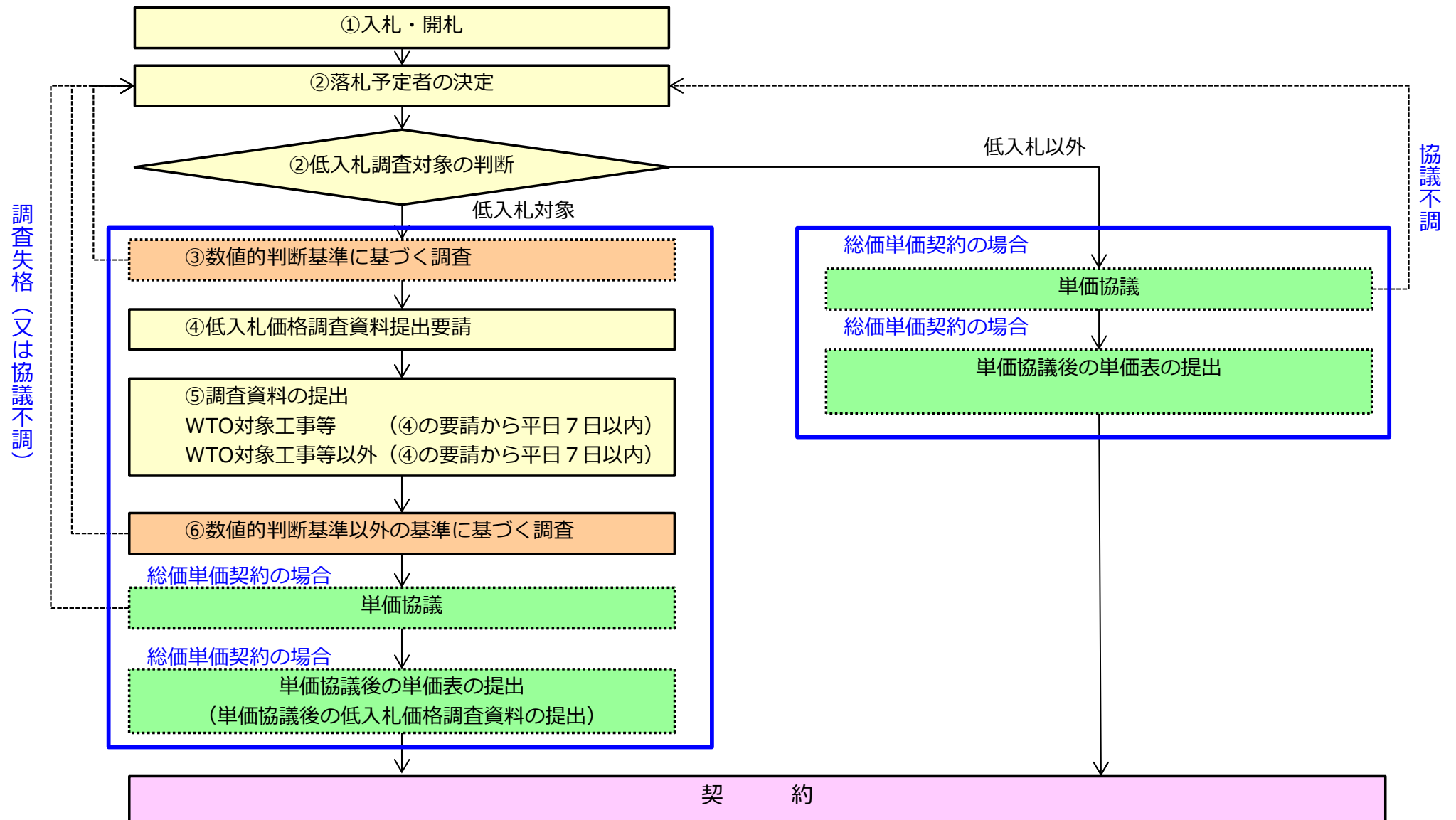
【令和3年7月以降】



※WTO対象工事等に該当しない工事は失格基準あり

2. 低入札価格調査

■ 低入札価格調査の流れ



3. 入札不調等への対応

R5.4改定部分赤字

入札不調等への対応として、下記取組みなどを実施

◆競争参加資格要件の緩和（技術者の配置要件緩和）

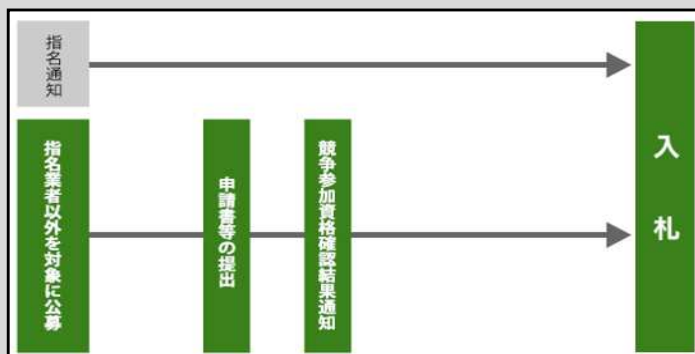
配置予定技術者の資格及び工事の経験を、事前に提出する競争参加要件とせず、契約締結後の配置要件としています

◆入札契約方式の工夫（条件付一般競争入札(指名併用型)における※見積活用方式の併用）

条件付一般競争入札 (指名併用型)

発注時に、設定した競争参加資格要件（**指名基準**）を満たす者を**全者指名**するとともに、指名業者以外も競争参加可能なように公募する方式

手続の流れ

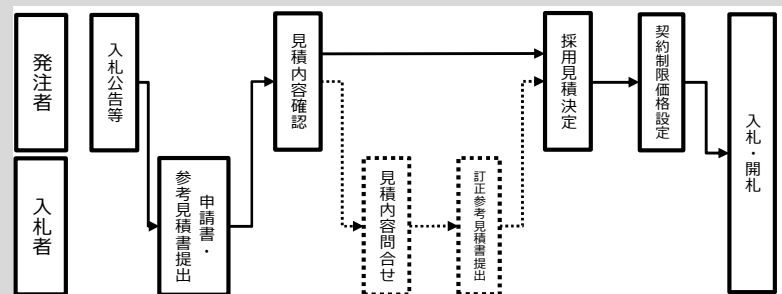


見積活用方式

入札参加者の**見積書を反映した契約制限価格の設定**を行う方式

- 資材等の急激な高騰など価格変動が著しい工事
- 特殊な施工条件下の工事
- 機器製作が主体となる工事
- 入札不調となる恐れの高い工事（実勢価格との乖離に対応）

手続の流れ



※「入札前価格交渉方式」から「見積活用方式」に見直しました。変更概要は次ページ参照（R3.7適用）

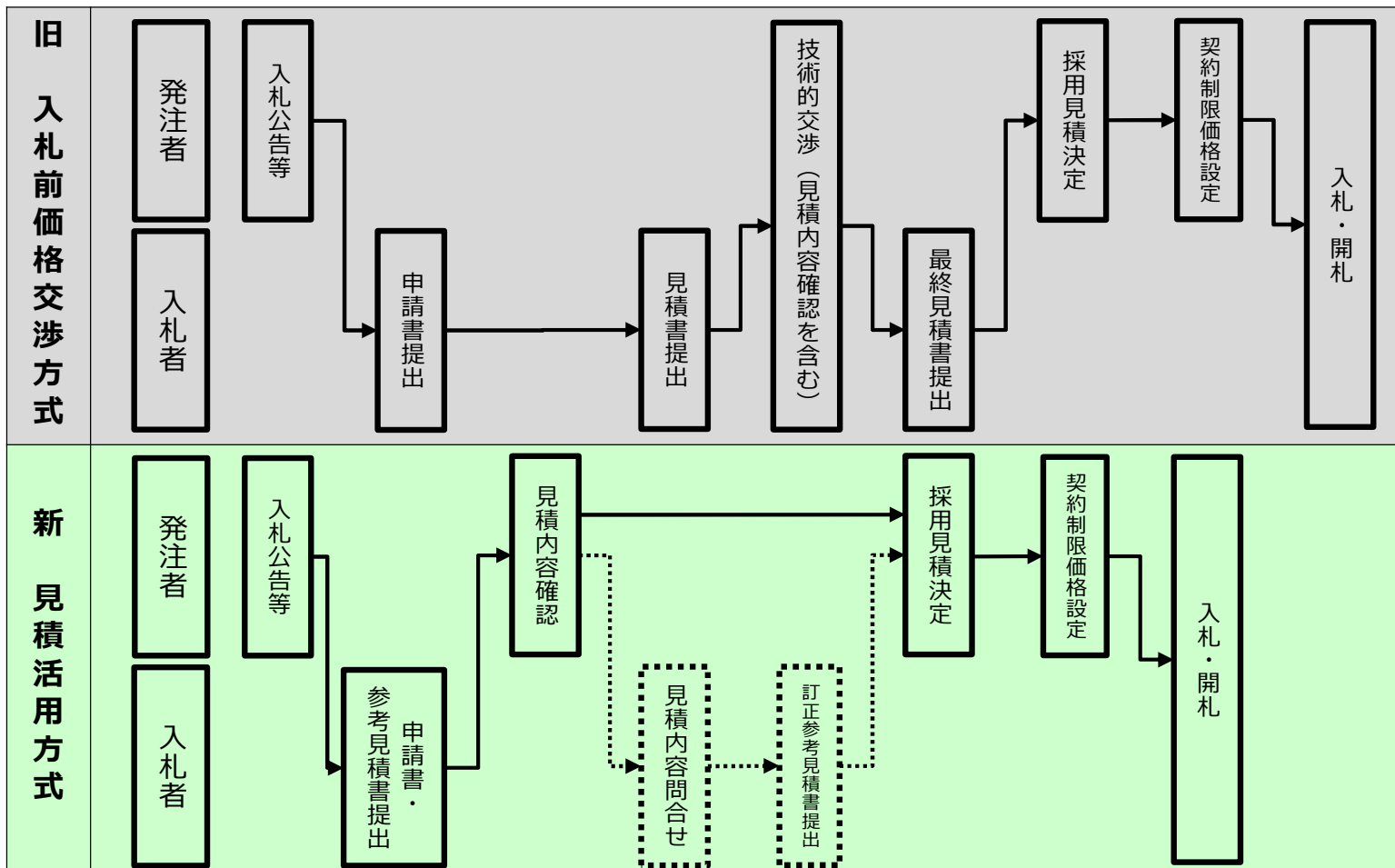
3. 入札不調等への対応

令和3年7月以降入札公告等を行う工事から適用

■ 調達手続きにおける入札参加者の見積活用方式

東日本高速道路株式会社では、工事の契約制限価格の設定に際し、調達手続きにおける入札参加者の見積りを活用した方式は、これまで「入札前価格交渉方式」として実施してきましたが、発注者及び入札参加者の労力軽減等を目的に『見積活用方式』として見直しました。

《手続の流れ》



《主な見直し概要》

- **参考見積書提出時期の見直し（※1）**
 これまで申請書提出後、競争参加資格を有すると認められた者に別途見積書の提出を求めていましたが、今回から申請書と参考見積書は同時提出に見直しました。
- **技術的交渉の廃止（※2）**
 これまで発注者と入札参加者間で「技術的交渉」を必ず実施していましたが、本方式では、参考見積書提出後発注者が見積内容を確認し疑義等確認事項がある場合に電子メール・電話・WEB会議システム等を用いた見積内容問合せを行う方法に見直しました。
- **採用見積決定（※3）**
 これまで同様、当社が最も適正な価格であると認められた参考見積書を活用して契約制限価格を設定します。
- **契約後の施工時における確認**
 契約後、受注者が提出した参考見積書と契約後の実態に基づく比較を行う「実績価格調査票」の提出を求め、合理性・妥当性の確認を行います。なお、その結果、疑義等がある場合は施工体制点検において下請負人等への聞き取り調査を行います。

※1 『高度技術提案型』の場合は、参考見積書については申請書との同時提出ではなく、技術提案書の提出と同時に求めます。
 ※2 『高度技術提案型』の場合は、技術提案のヒアリングの際に、見積内容についても確認を行います。
 ※3 『高度技術提案型』で『見積活用方式』を活用した場合は、技術評価点の最も高い者が提出した参考見積書を採用して決定します。

第2節

総合評価落札方式の概要

あなたに、ベスト・ウェイ。



1. 総合評価落札方式の概要	・ ・ 2 3
2. 評価値等	・ ・ 2 4
3. 技術評価タイプと配点	・ ・ 2 6
4. 評価項目及び配点	・ ・ 2 7
5. 評価項目の内容	・ ・ 2 8

1. 総合評価落札方式の概要

令和3年7月以降入札公告等を行う工事から適用

総合評価落札方式の評価値の算出にあたっては、加算方式または除算方式を採用します。

「加算方式」は、契約制限価格の範囲内で入札された価格に基づく「[価格評価点](#)」と技術提案書等に基づく「[技術評価点](#)」を総合的に評価することにより、落札者として決定する方式です。

「除算方式」は、契約制限価格の範囲内で入札された「[入札価格](#)」と部分的な工事目的物の変更を認めた技術提案書等に基づく「[技術評価点](#)」を総合的に評価することにより、落札者として決定する方式です。

新たな評価タイプとして「[高度技術提案型](#)」及び「[工事実績評価型](#)」の中に**実績Ⅱ型（地域活用型）**を導入

落札者の選定方法		総合評価落札方式				
技術評価タイプ		工事実績評価型		技術提案評価型	高度技術提案型	
分類		実績Ⅱ型 (地域活用型)	実績Ⅱ型	実績Ⅰ型		
適用概要		技術的工夫の余地が小さい工事で、実績を評価することで適正な履行が期待できる工事において、NEXCO実績の少ない競争参加者の参加を可能とする工事に適用する。	技術的工夫の余地が小さい工事で、実績を評価することで適正な履行が期待できる工事に適用	技術的工夫の余地が小さい工事で、施工計画を求め企業の能力を評価することで更なる適正な履行が期待できる工事に適用	技術的工夫の余地が大きい（又はある）工事で、設計成果（標準案）に基づき技術提案を求めるとしてコスト縮減や更なる品質・安全確保が期待できる工事に適用	技術的工夫の余地が大きい工事で設計成果（標準案）に対し施工方法等の工夫により部分的な工事目的物の変更を認め技術提案を求めるとして、より最適な道路構造等に資して工期短縮、品質・安全の確保が期待できる工事に適用
設計 業務	業務の実施者	設計会社				
	競争参加者設定方法等	プロポーザル方式、一般競争入札方式、条件付一般競争入札方式のいずれか				
発注者が示す標準案の有無		有				
工事	工事の実施者	施工会社				
	競争参加者設定方法等	条件付一般競争入札方式		一般競争入札方式、条件付一般競争入札方式のいずれか		
	技術提案書提出	求めない（※2）		求める		
	技術提案書提出時の工事目的物の変更	認めない			認める	
	評価値算出方法	加算方式 (価格評価点 + 技術評価点)			除算方式 (技術評価点 / 入札価格)	

※1 対象は、土木工事、土木補修工事（契約制限価格（税込み）が5億円未満の場合）

※2 同種工事の実績や同種工事の成績、表彰実績等に関する技術資料の提出は必要

2. 評価値等①

令和3年7月以降入札公告等を行う工事から適用

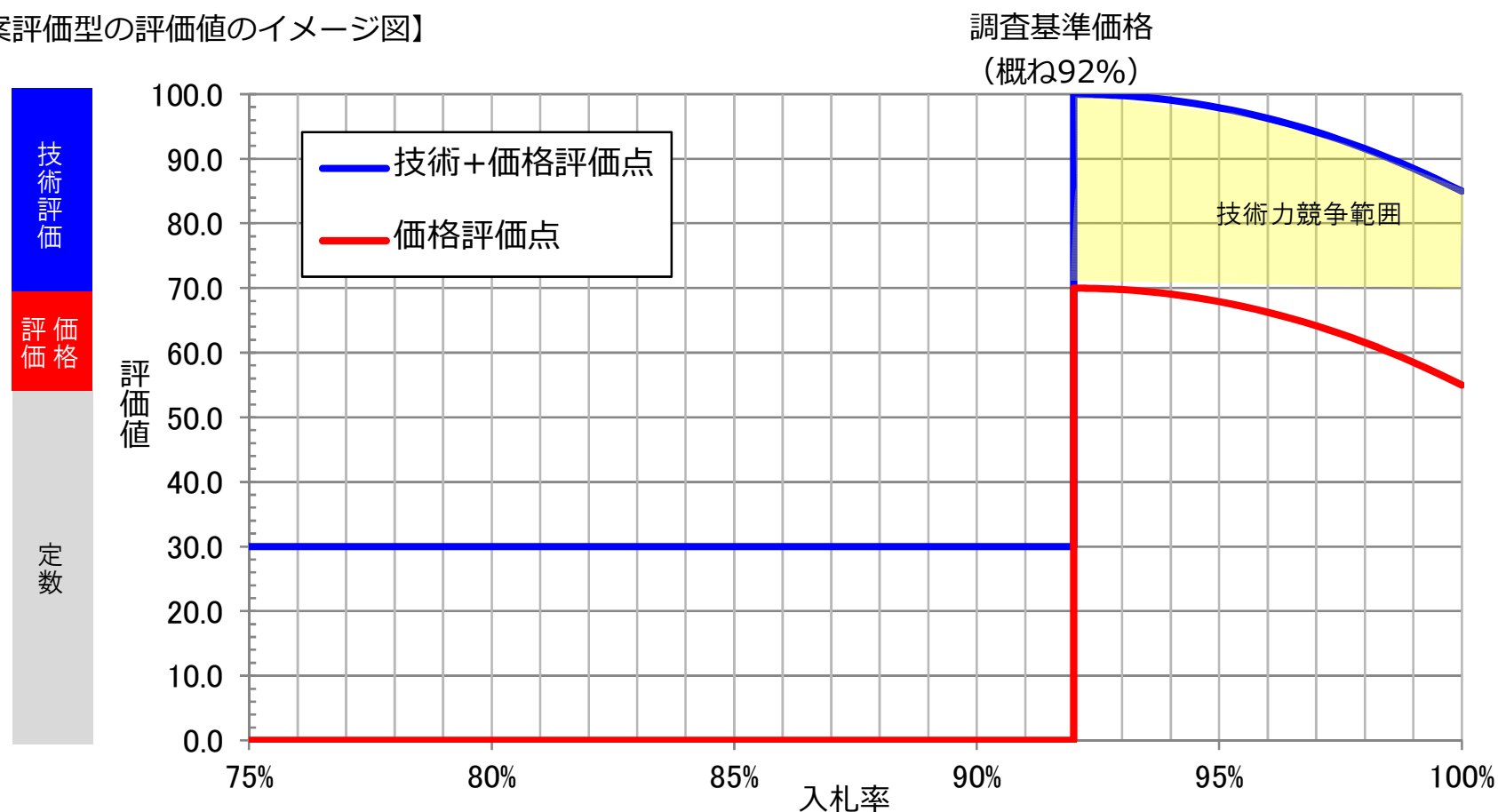
加算方式（評価値 = 価格評価点 + 技術評価点）の価格評価点の算出方式の見直しました。

- ・ **調査基準価格を下回る場合**においては**価格評価点を0点**とすることで低入札での競争を抑制します。
- ・ 評価式の見直しに伴い低入札での競争を抑制されるため、**施工体制確認型の廃止**をします。

《価格評価式》

$$\text{評価式} = \text{配点} \times \left(1 - \left(\frac{\text{入札価格} - \text{調査基準価格}}{\text{契約制限価格} - \text{調査基準価格}} \right)^2 \right) + \text{定数}$$

【技術提案評価型の評価値のイメージ図】



2. 評価値等②

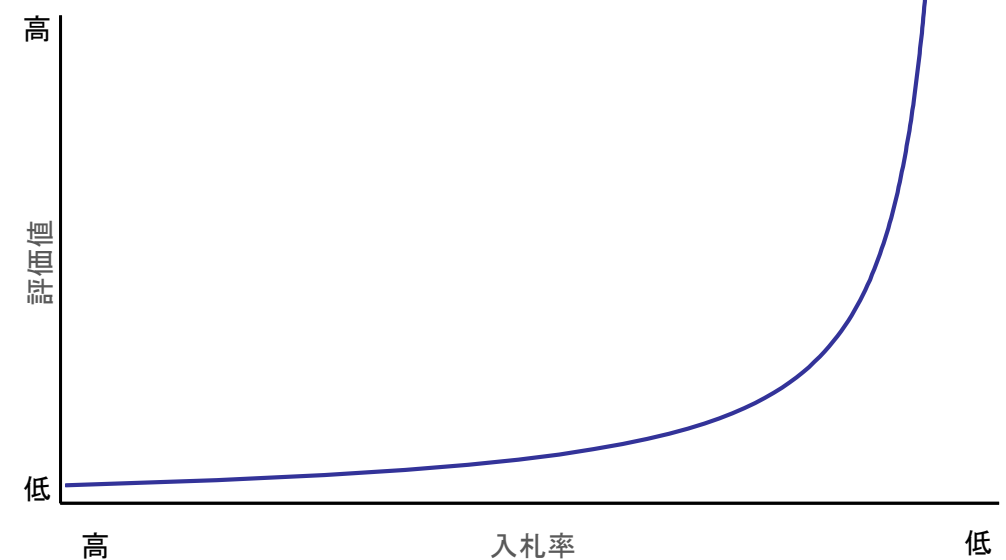
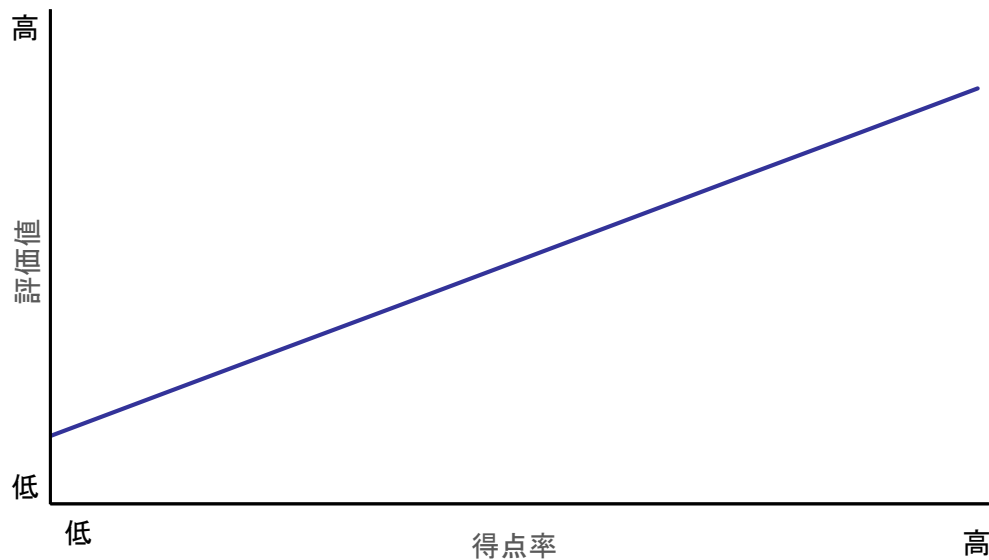
令和3年7月以降入札公告等を行う工事から適用

新たな評価タイプとして部分的な工事目的物の変更を認め技術提案を求めることができる「高度技術提案型」を導入しています。「高度技術提案型」を選定した場合は、**除算方式（評価値＝技術評価点／入札価格）**を採用します。

《評価値の算出式》

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} \times (1 \text{億})$$

【除算方式の概念図】



3. 技術評価タイプと配点

令和3年7月以降入札公告等を行う工事から適用

加算方式における価格評価点と技術評価点の配点バランスを過去の工事成績等の状況から見直しました。

※「価格1：技術1」から「**価格1：技術2**」への見直し

- 技術提案評価型**
 - ・ 技術的工夫の余地がある工事において、民間企業の優れた技術力を活用することによる当該工事のコスト縮減、ライフサイクルコストを含む総合的なコスト縮減、工事目的物の性能・機能、工事中における安全対策・交通の確保・環境の維持、工期の短縮等を目的として、当社があらかじめ指定する範囲についての施工方法等（標準案）に対し競争参加者に技術提案の提出を求め、その内容に基づき技術評価を行う方法

技術提案評価型	0	40	70	100
	価格評価点			技術評価点
	定数（評価値を100とするための補正定数） 55点		評価点 15点	30点

- 工事实績評価型**
 - ・ 技術的工夫の余地が小さい工事において、施工の確実性及び優良企業へのインセンティブ付与に期するために、同種工事の実績や同種工事の成績や表彰実績等に関する技術資料の提出を求め、その内容に基づき技術評価を行う方法

実績Ⅰ型・・・施工計画を求めて企業の能力を評価する工事
 実績Ⅱ型・・・施工計画上の課題が少ない工事
 実績Ⅱ型（地域活用型）・・・施工計画上の課題が少なく、NEXCO実績の少ない競争参加者の参加を可能とする工事

工事实績評価型（実績Ⅰ型）	0	60	80	90	100
	価格評価点			技術評価点	
	定数（評価値を100とするための補正定数） 70点		評価点 10点	20点	
工事实績評価型（実績Ⅱ型） 工事实績評価型（実績Ⅱ型 地域活用型）	価格評価点				技術評価点
	定数（評価値を100とするための補正定数） 85点				評価点 5点

4. 評価項目及び配点

令和3年7月以降入札公告等を行う工事から適用

■ 技術評価タイプに応じた評価項目及び配点の標準例

- ・ 担い手の中長期的な育成・確保を目指した「**若手・女性技術者**」や災害などを想定した緊急時の協力体制の強化として「**地域企業**」の評価を追加しました。
- ・ 工事实績評価型の実績Ⅱ（地域活用型）においては、**工事個所周辺地域の公的機関における工事实績の成績評定もNEXCOと同様に評価**します。

評価項目			条件付一般競争 工事实績評価型			一般競争	
			実績Ⅱ (地域活用型)	実績Ⅱ	実績Ⅰ	技術提案評価型	高度技術提案型
						—	—
技術提案						30	50
施工計画立案能力		簡易な施工計画			6 ※ 8		
施工の 確実性	企業	同種工事实績の成績評定	4	4	4		
		同一工種の表彰実績	—	1	2		
		品質・環境・安全マネジメントシステムの取得状況	2	2	2		
	技術者	同種工事实績の成績評定			2 ※ —		
施工の円滑性		災害復旧	2	2	2		
企業の信頼性	地域精通度	緊急時の施工体制	1		—		
担い手確保		若手・女性技術者の配置	1	1	2		
小計			10	10	20	30	50
合計			10	10	20	30	50
価格：技術の配点バランス			1:2	1:2	1:2	1:2	—

※：配置予定技術者を契約履行要件とした場合

5. 評価項目の内容①

令和3年7月以降入札公告等を行う工事から適用

■ 技術提案評価型・高度技術提案型

■ 技術提案

当該工事の設計図書等において示す標準案に対し、下表により技術提案を求める評価項目（項目・小項目）を設定すること。提出された技術提案に基づいて採否及び評価点の付与を行う。

設定する評価項目数	配点
技術提案を求める評価項目数は2項目又は1項目とする	評価項目を2項目設定する場合は、各評価項目の配点の合計値が、技術評価の区分により示される技術提案の配点となるよう設定する

設定する 評価項目の 内容	項目	小項目	
	総合的なコスト	①ライフサイクルコスト	②当該工事のコスト縮減
	性能・機能等	③性能・機能（〇〇）	
	社会要請	④環境の維持 ⑥特別な安全対策	⑤交通の確保 ⑦省資源・リサイクル
	自由設定項目	⑧自由設定項目	

■ 工事实績評価型

■ 施工計画立案能力

簡易な施工計画の記載を求め、適切で確実な施工を行う能力を確認することを目的としており、設計図書に示す仕様を満たす施工を確保するために、課題に対する着目点と施工方法を記載するもので、必要以上の資機材の追加や、必要な能力以上の施工機械への変更など、仕様を超える施工計画を求めるものではない。

設定するテーマ数	配点
施工計画を求めるテーマ数は2テーマ又は1テーマとする	施工計画を求めるテーマを2テーマ設定する場合は、各テーマの配点の合計値が、技術評価の区分により示される簡易な施工計画の配点となるよう設定する

5. 評価項目の内容②

令和3年7月以降入札公告等を行う工事から適用

■ 工事実績評価型

■ 同種工事の工事成績

評価基準			評価点
$\text{評価点} = \frac{\text{配点 (4点)}}{20} \times \frac{(\text{同種工事実績の工事成績評定値} - 70)}{20} \times \text{係数 } a$ <p>・評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする。</p>			0~4 点
係数 a 同種工事の発注機関及び受渡し時期			
	同種工事実績の受渡しが過去5年以降(※1)である場合	同種工事実績の受渡しが過去6年以前(※2)でかつ過去10年(※3)以降の場合	
①同種工事実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本、又はNEXCO西日本の発注工事			
<div style="background-color: #90EE90; padding: 2px;">[工事実績評価型実績Ⅱ型(地域活用型)の場合]</div> ①同種工事実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本、NEXCO西日本、又は当該工事個所の地域内(〇〇)における公的機関の発注工事	1.0	0.5	
②同種工事実績が上記①以外の公的機関の発注工事	0.5	0.25	
③上記①②に該当しない		0.0	

※地域内(〇〇)の設定は、工事ごとで設定が異なることから入札公告等でご確認ください。

摘要	<p>※1 過去5年以降とは当該工事の入札公告日が属する年度の前年度から起算して過去5年前の4月1日以降のことをいう</p> <p>※2 過去6年以前とは同上の3月31日以前のことをいう</p> <p>※3 過去10年以降とは当該工事の入札公告日が属する年度の前年度から起算して過去10年前の4月1日以降のことをいう</p> <p>入札公告へは「令和〇年4月1日」と基準となる日を和暦の年月日で記載する</p>
----	---

5. 評価項目の内容③

令和3年7月以降入札公告等を行う工事から適用

■ 工事実績評価型

■ 同一工事種別等における表彰実績等

評価基準 / 評価点		
表彰対象	表彰時期	表彰日が過去5年以降(※1)である場合 表彰日が過去6年以前(※2)でかつ過去10年(※3)以降の場合
① NEXCO東日本の社長表彰（工事種別を問わない）、支社長による優秀工事等の表彰実績		2点 / 1点
② NEXCO東日本の事務所長による優秀工事等の表彰又は支社長による功労表彰（工事種別を問わない）の実績		1点 / 0.5点
③ 上記に該当しない		0点

摘要	<p>※1 過去5年以降とは当該工事の入札公告日が属する年度の前年度から起算して過去5年前の4月1日以降のことをいう</p> <p>※2 過去6年以前とは同上の3月31日以前のことをいう</p> <p>※3 過去10年以降とは当該工事の入札公告日が属する年度の前年度から起算して過去10年前の4月1日以降のことをいう</p> <p>入札公告へは「令和〇年4月1日」と基準となる日を和暦の年月日で記載する</p>
----	---

5. 評価項目の内容④

令和3年7月以降入札公告等を行う工事から適用

■ 工事实績評価型

■ 品質、環境、労働安全衛生マネジメントシステムの取得状況

評価基準 / 評価点		
品質管理マネジメントシステム (ISO9001)、環境マネジメントシステム (ISO14001) 又は労働安全衛生マネジメントシステム (COHSMSもしくはISO45001) の取得状況	① 左記のマネジメントシステムを2つ以上取得している。	2点
	② 左記のマネジメントシステムを1つ取得している。	1点
	③ 左記のマネジメントシステムを取得していない。	0点

■ 災害時の協力実績 (緊急災害復旧工事の施工実績)

評価基準 / 評価点	
①NEXCO東日本への過去5年以降(※1)の災害協力実績である場合 [工事实績評価型実績Ⅱ型(地域活用型)の場合]	2点
①NEXCO東日本、または当該工事個所の地域内(〇〇)における公的機関への過去5年以降(※1)の災害協力実績である場合	
②NEXCO東日本への過去6年以前(※2)でかつ過去10年(※3)以降の災害協力実績である場合 [工事实績評価型実績Ⅱ型(地域活用型)の場合]	1点
② NEXCO東日本、または当該工事個所の地域内(〇〇)における公的機関への過去6年以前(※2)でかつ過去10年(※3)以降の災害協力実績である場合	
④災害協力実績がない。又は過去11年以前の災害協力実績	0点

※災害応急復旧業務に関する協定締結者を評価する場合や地域内(〇〇)の設定は、工事ごとで設定が異なることから入札公告等でご確認ください。

摘要	※1 過去5年以降とは当該工事の入札公告日が属する年度の前年度から起算して過去5年前の4月1日以降のことをいう
	※2 過去6年以前とは同上の3月31日以前のことをいう
	※3 過去10年以降とは当該工事の入札公告日が属する年度の前年度から起算して過去10年前の4月1日以降のことをいう 入札公告へは「令和〇年4月1日」と基準となる日を和暦の年月日で記載する

5. 評価項目の内容⑤

令和3年7月以降入札公告等を行う工事から適用

■ 工事实績評価型

■ 緊急時の施工体制

評価基準	評価点
①当該工事個所の地域内（〇〇）に本店、支店及び営業所がある	1.0点
②当該工事個所の地域内（〇〇）に拠点がない	0点

※地域内（〇〇）の設定は、工事ごとで設定が異なることから入札公告等でご確認ください。

■ 若手・女性技術者の配置

[工事实績評価型実績Ⅱ型の場合は（ ）内の配点とする。]		評価点
評価基準		
①契約締結後に若手技術者（満35歳以下）の配置計画がある ②契約締結後に女性技術者の配置計画がある	どちらの条件も満たす	2.0 (1.0) 点
	どちらか一方を満たす	1.0 (0.5) 点
	どちらも該当なし	0点

※技術評価時には配置計画の有無を確認し、評価を行うものとする。若手技術者及び女性技術者の配置要件については、契約締結後に求めるものとする。

第3節

技術提案・交渉方式の概要

あなたに、ベスト・ウェイ。



1. 技術提案・交渉方式の概要 . . . 35
2. (参考) 技術協力・施工タイプ 採用事例 . . . 38

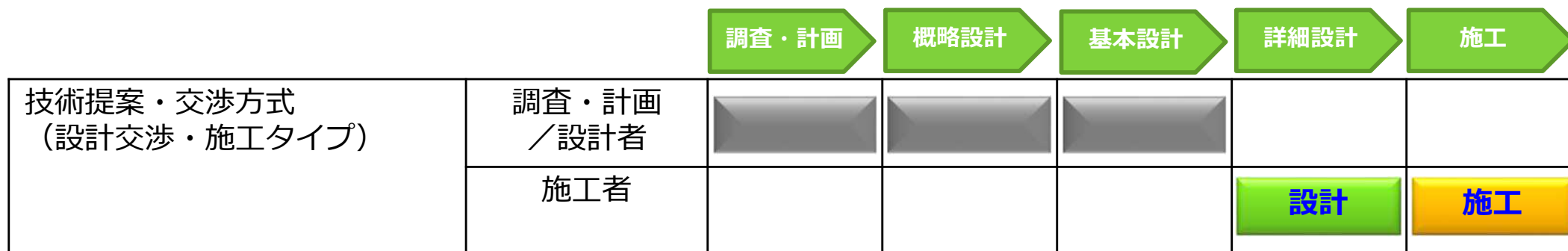
1. 技術提案・交渉方式の概要

技術提案・交渉方式とは

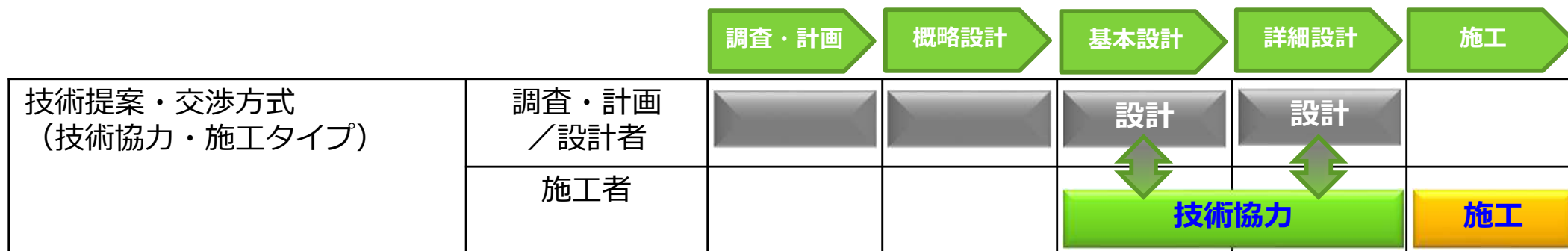
- 工事の性格等により「最適な仕様を設定できない工事」や「仕様の前提となる条件の確定が困難な工事」など、当該工事の仕様の確定が困難な場合に適用される方式で、NEXCO東日本が発注する工事の目的を達成するため、「NEXCO東日本の要求を最も的確に満たす技術提案」を公募し、最適な技術提案を採用し、技術提案を踏まえて仕様・価格を決定する方式です。
- 技術提案は、標準的なものではなく、各社独自の高度な専門的なノウハウ・工法等を含んでおり、これを踏まえた工事を実施できる者は当該技術提案を行った者しか存在しないため、「随意契約」に該当し、その取扱いは、公募型プロポーザル方式を適用します。
- なお、技術提案・交渉方式には、次の2つのタイプがあります。

設計交渉・施工タイプ	公募型プロポーザル方式により優先交渉権者に選定された者と設計業務の契約を締結し同時に工事の契約に至るまでの手続に関する協定を締結し、その後、設計の過程で価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に工事の契約を締結するタイプ
技術協力・施工タイプ	当該工事の仕様の確定が困難な工事のうち、施工者自らでなければ設計できないような高度な独自技術に係る設計までは必要としないものの、NEXCO東日本が設計業務に関与し、施工者の施工経験などを工事の仕様に反映する必要がある場合に採用する方式で、設計業務はNEXCO東日本と設計コンサルタントが契約し、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者と技術協力業務の契約を締結し同時に工事の契約に至るまでの手続に関する協定を締結し設計及び技術協力の過程で価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に工事の契約を締結するタイプ

2. 技術提案・交渉方式の概要（概要と実施者）



- 最適な仕様を設定できない場合や仕様の前提となる条件の確定が困難な場合等に、施工会社独自の高度で専門的なノウハウ、工法等の提案内容を施工予定者が行う設計業務に反映させる方式 であり、かつ、
- 設計業務後、価格等の交渉が成立した場合、当該施工予定者と工事契約を締結する方式

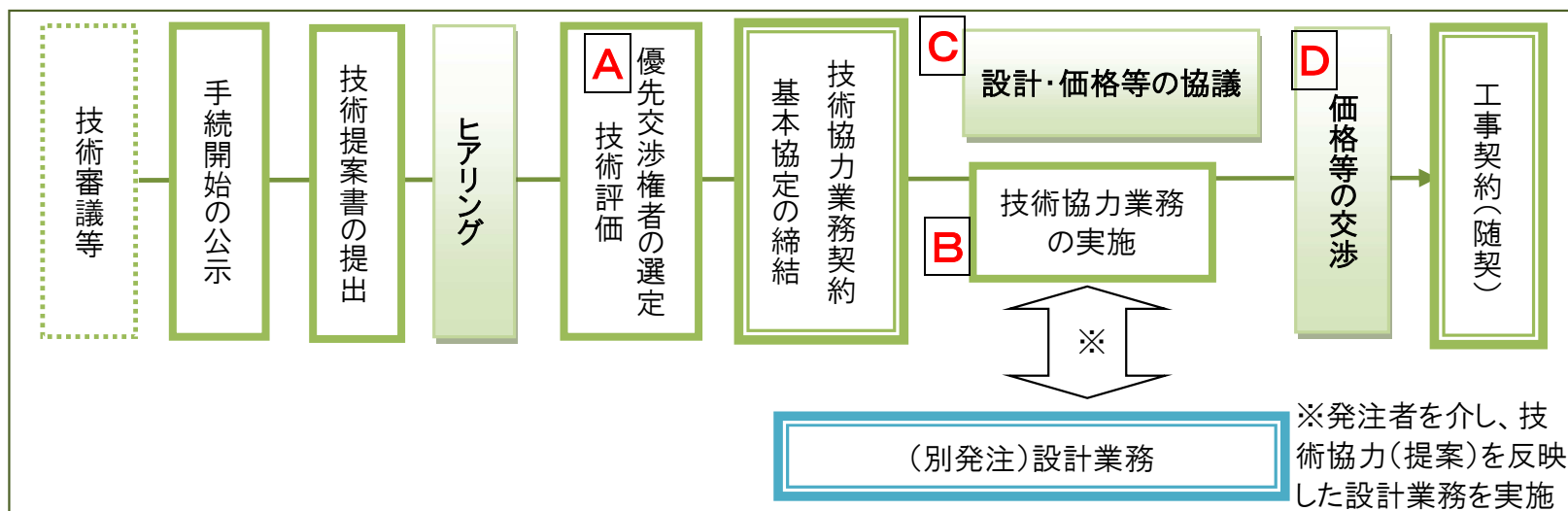


- 最適な仕様を設定できない場合や仕様の前提となる条件の確定が困難な場合等に、設計業務と並行して施工予定者が技術協力（施工計画等）を行い、設計業務にその検討結果を反映させる方式 であり、かつ
- 設計及び技術協力業務後、価格等の交渉が成立した場合、当該施工予定者と工事契約を締結する方式

(参考) 手続きの流れ

※技術協力・施工タイプの例

NEXCO



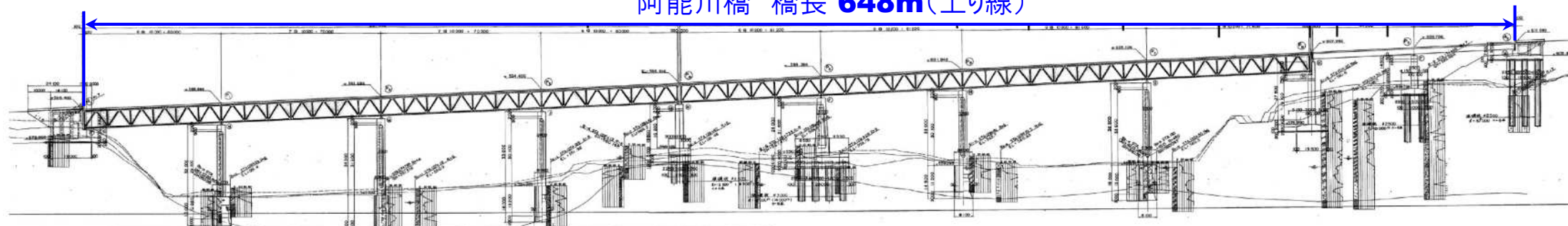
項目	内容
【A】 優先交渉権者の選定	技術提案（事業課題への理解度や提案能力や対応力）について、ヒアリングの結果も含め審査・評価し、技術評価の最も高い者を優先交渉権者として選定する。
【B】 技術協力業務の実施	優先交渉権者は、技術協力業務において、技術提案内容に基づく施工計画や工法必要な技術資料を提案（提出）する。提案は、発注者・設計者と適用協議を行い発注者を介して設計業務に反映する。
【C】 設計・価格等の協議	技術協力業務実施中に、設計者が行う設計の内容及び施工条件を基に、優先交渉権者から工事費見積書・見積条件書を適宜提出させ、発注者において評価及び協議を実施する。
【D】 価格等の交渉	設計業務の成果及び設計・価格等の協議を踏まえた設計図書（発注図・仕様書）に基づき優先交渉権者に見積依頼を行い、提出された見積を基に価格等の交渉を行う交渉結果を基に、妥当性が確認されたのち、契約制限価格を設定する。

※設計交渉・施工タイプの場合は、Bにおいて実施設計を実施

(参考) 技術協力・施工タイプ 採用事例

- ◆ 事例の少ない鋼トラス桁の床版取替であり、床版取替時の応力分布や挙動の把握を反映した施工方法等に専門的なノウハウ・工法等の活用を図る

阿能川橋 橋長 648m(上り線)



位置図

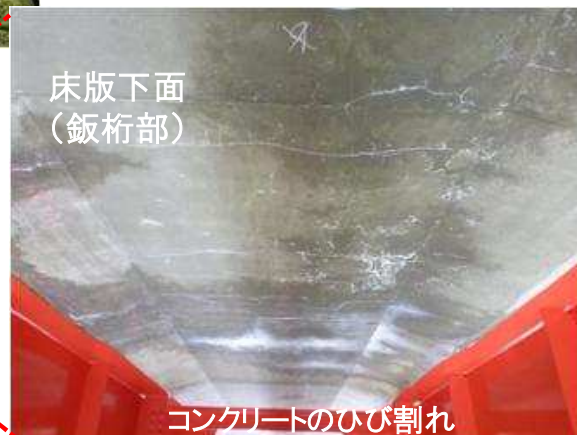


工事名	関越自動車道 阿能川橋床版取替工事
工事箇所	関越自動車道 水上IC～湯沢IC間
入札公告日	平成30年12月11日
工事の概要	床版取替 約 7.0千m ² 橋脚補強 約 25基
技術協力の概要	阿能川橋における施工計画検討

損傷状況



床版下面
(鈹桁部)



コンクリートのひび割れ

床版下面
(トラス桁部)



コンクリートのひび割れ

第4節

その他の入札方式の紹介

あなたに、ベスト・ウェイ。



1. 異工種工事の導入	
1-1. 異工種工事の導入目的	・ ・ 4 1
1-2. 工事規制の削減イメージ	・ ・ 4 2
1-3. (参考) 異工種工事のイメージ	・ ・ 4 3
2. 継続契約方式の導入	・ ・ 4 5

1-1. 異工種工事の導入目的

■ 効率的な施工のために～お客さまへの影響を最小限に！

- ◆ 特定更新等事業においては、対面通行規制や昼夜連続車線規制による『床版取替工事』や『トンネル補強工事』（インバート設置工事や覆工補強工事等）を全国で施工
- ◆ 対面通行規制や昼夜連続車線規制等は、施工箇所の前後の交通条件に応じて設定するため、工事の施工延長に比べ比較的長くなる傾向がある



- ◆ 対面通行規制や昼夜連続車線規制は、社会的影響も大きいいため事前広報を実施
- ◆ 各高速道路では、更新必要箇所が点在しており、効率的な施工方法の検討が必要
- ◆ 交通への影響を最小限とするため、一度の規制において複数の工事を実施することが重要



- ◆ 複数の異なる工事を、一つの工事として契約することで、下記の効果を期待
 - ✓ 同じ区間での繰り返しの対面通行規制や昼夜連続車線規制を削減
 - ✓ 受注者による効率的な工事管理や安全管理の実施
 - ✓ 契約事務手続きを省力化

1 - 2. 工事規制の削減イメージ

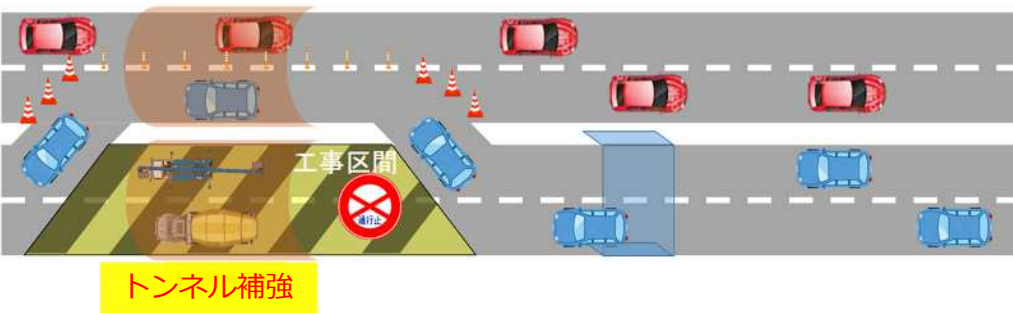
◆ 従来の計画

- 個別に特定更新等事業の工事を発注
- 各年度で同じ区間で繰り返し工事規制が発生

■ Step 1



■ Step 2



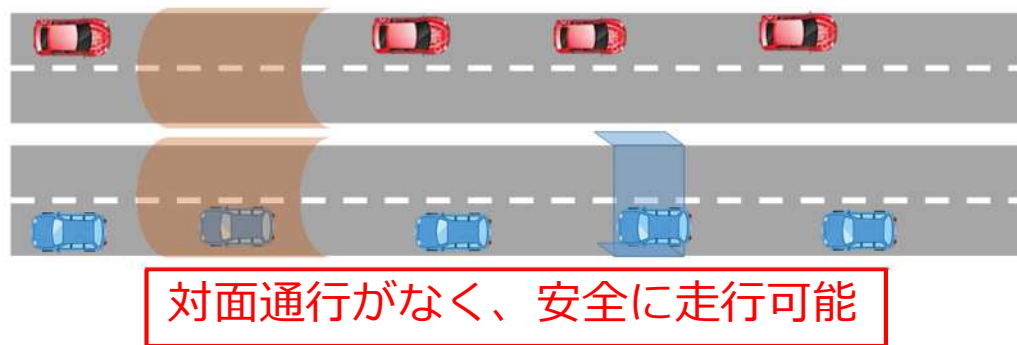
◆ 異工種工事による計画

- 特定更新等事業の工事を複数集約して発注（異工種工事）
- 一度の規制で効率的に工事実施

■ Step 1



■ なし

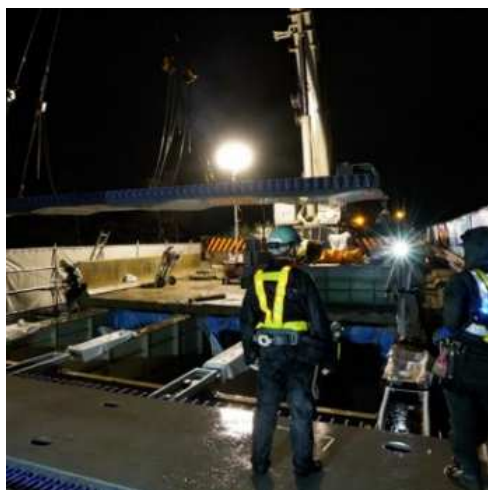


1 - 3. (参考) 異工種工事のイメージ

- ◆ 同時に施工する複数工事を『特定更新等事業の工事』として1つの工事で発注（通常は別々の工事で発注するのに対し、「異工種工事」として1つの工事で発注）
- ◆ 複数の工種を実施できる企業の参加に加え、それぞれの工種を専門にする企業による共同企業体（JV）の参加が可能

特定更新等事業の工事実施イメージ（工事の組合せ）

床版取替工事とトンネル補修工事

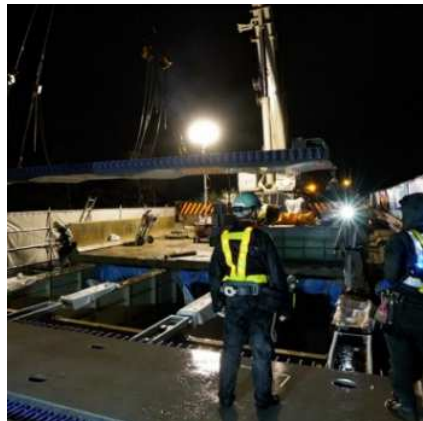


床版補強工事とのり面補強工事

R5.4改定部分赤字



床版取替工事とトンネル補強工事とのり面補強工事



工事の組合せはイメージであり、実際の計画とは異なります。

「特定更新等事業の工事」に加え、「耐震補強工事」にも適用を拡大しました。

2. 継続契約方式 ～方式の概要～

R5.4改定部分赤字

- ◆ 特定更新等事業や耐震補強工事については、一定の期間に同種の工事を集中して実施が必要
- ◆ **また、維持修繕工事は今後も継続的な実施が見込まれるが、小規模かつ施工箇所が点在する恐れ**
- ◆ 一方、調査・設計ストックの確保や、入札契約手続きなどの工事発注業務の集中に労力
- ◆ 類似工事について、工事発注に必要な調査や設計、協議等を円滑に実施するための方策が必要



- ◆ 発注準備が整った工事を「当初発注工事」とし、設計や調査の完了後に実施する工事を「後発工事」として契約する『継続契約方式』を制定
- ◆ 継続契約方式の導入により下記効果を期待
 - 当初発注工事におけるノウハウを後発工事に活用することによる安全面や品質面の向上
 - 調達手続きの効率化による受発注者双方の負担軽減や入札不調リスクの軽減

■ 継続契約方式によりNEXCO東日本の特定更新等事業での『中長期の工事発注の平準化』を目指す

【継続契約方式による工事イメージ】 ※後発工事は**原則**最大2件まで

【継続契約方式の対象】

	H00年度	H00年度	H00年度	H00年度	H00年度
A工事 当初発注工事	[Purple bar spanning all 5 years]				
B工事 後発工事①			[Purple bar spanning 3 years, starting in year 3]		
C工事 後発工事②				[Purple bar spanning 2 years, starting in year 4]	

工事種別 (競争参加資格)	工事内容
土木工事	耐震補強工事、トンネル補強工事など
橋梁補修工事	床版取替工事など
土木補修工事	維持修繕工事など

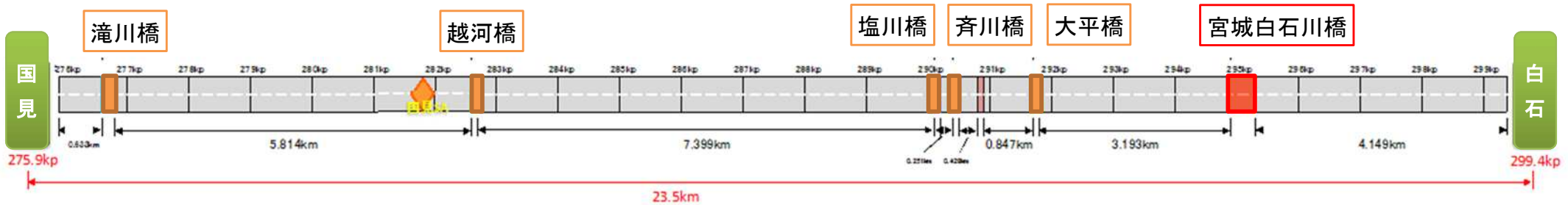
✓ 合計金額がWTO基準額未満の場合は条件付一般競争入札、WTO基準額以上の場合是一般競争入札により調達手続きを実施

2. 継続契約方式

工事名	東北自動車道 宮城白石川橋床版取替工事
工事箇所	東北自動車道 国見IC～白石IC間
入札公告日	平成31年2月15日
本工事の概要	床版取替 約 5.5千m ² (宮城白石川橋)



✓ 後発工事は、国見IC～白石IC間の下記橋梁（オレンジ枠）の床版取替工事を予定



【後発工事の随意契約判断について】 ※入札公告（説明書）記載例

- 後発工事の随意契約については、本工事及び既に契約締結済の後発工事に関する成績評定の結果を踏まえ、本工事の受注者と随意契約を実施すると判断した場合に、本工事の受注者に対し、随意契約の締結意思確認及び技術提案書の提出を求める。
- 随意契約の締結意思がある旨の回答があった場合は、提出のあった技術提案書の内容の審査を行ったうえで、本工事の受注者に対して後発工事に係る見積書の提出を求め、見積合わせを行い、契約を締結するものとする。



(宮城白石川橋)

第2章 調査等編 (測量・調査・設計)

あなたに、ベスト・ウェイ。



- ・ 第5節 入札契約方式の選定と概要
- ・ 第6節 総合評価落札方式の概要
- ・ 第7節 プロポーザル方式の概要
- ・ 第8節 その他の入札方式の紹介

第5節

入札契約方式の選定と概要

あなたに、ベスト・ウェイ。



1. 入札契約方式の選択	・ ・ 5 1
(1) . 契約方法の選択	・ ・ 5 3
(2) . 競争参加者の設定方法	・ ・ 5 4
(3) . 落札者の設定方法	・ ・ 5 5
2. 低入札価格調査	・ ・ 5 7
3. 入札不調等への対応	・ ・ 5 9

1. 入札契約方式の選択 ～構成要素～

R5.4改定部分赤字

NEXCO東日本における入札契約方式の構成要素

～調査等の内容に応じて、これらの4要素の組合せにより調達を実施～

(1) 契約方式	(2) 競争参加者の設定方法	(3) 落札者の選定方法	(4) 支払方式
<p>◆ 契約の対象とする業務及び施工の範囲の設定方法</p> <div style="border: 1px solid blue; padding: 10px;"> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">設計・施工 分離発注方式</div> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px;">設計段階から施工者が 関与する方式 (ECI方式)</div> </div>	<p>◆ 契約の相手方を選定する際の候補とする者の範囲の設定方法</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px;"> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">一般競争入札</div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">条件付一般競争入札 (指名併用型) ※</div> <div style="border: 1px dashed green; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">指名競争入札</div> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">随意契約</div> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px;">プロポーザル方式</div> </div>	<p>◆ 契約の相手方の候補とした者から、契約の相手方とする者を選定する方法</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px;"> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">総合評価落札方式 価格 + 技術</div> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">自動落札方式 価格</div> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px;">プロポーザル方式 技術</div> </div>	<p>◆ 契約の対価を支払う方法</p> <div style="border: 1px solid orange; padding: 10px;"> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; text-align: center;">総価 契約方式</div> </div>

※「拡大型指名競争入札」から「条件付一般競争入札（指名併用型）」に見直しました。（見直しに伴う入札参加に係る手続きの変更はありません）

1. 入札契約方式の選択 ～組合せ～

R5.4改定部分赤字

(2) 競争 参加者 の設定方法	(1) 契約方式		(3) 落札者の決定方法			(4) 支払方式
	設計・施工分離 発注方式	設計段階から 施工者が 関与する方式	総合評価落札方式	自動落札方式	プロポーザル方式	総価契約方式
	《原則》		価格+技術力	価格	技術力	
一般 競争入札※1	◎	—	◎	—	—	◎
条件付一般 競争入札 (指名併用型)	● WTO基準額未滿	—	● WTO基準額未滿	◎	—	◎
指名 競争入札	● WTO基準額未滿	—	—	◎	—	◎
随意契約	● 工事性質	—	—	◎	—	◎
プロポーザル方式 ※2	◎	◎	—	—	◎	◎

※表中の◎は原則を示します。●は一定要件を満たす場合（または必要とする場合）に適用することがあることを示します。

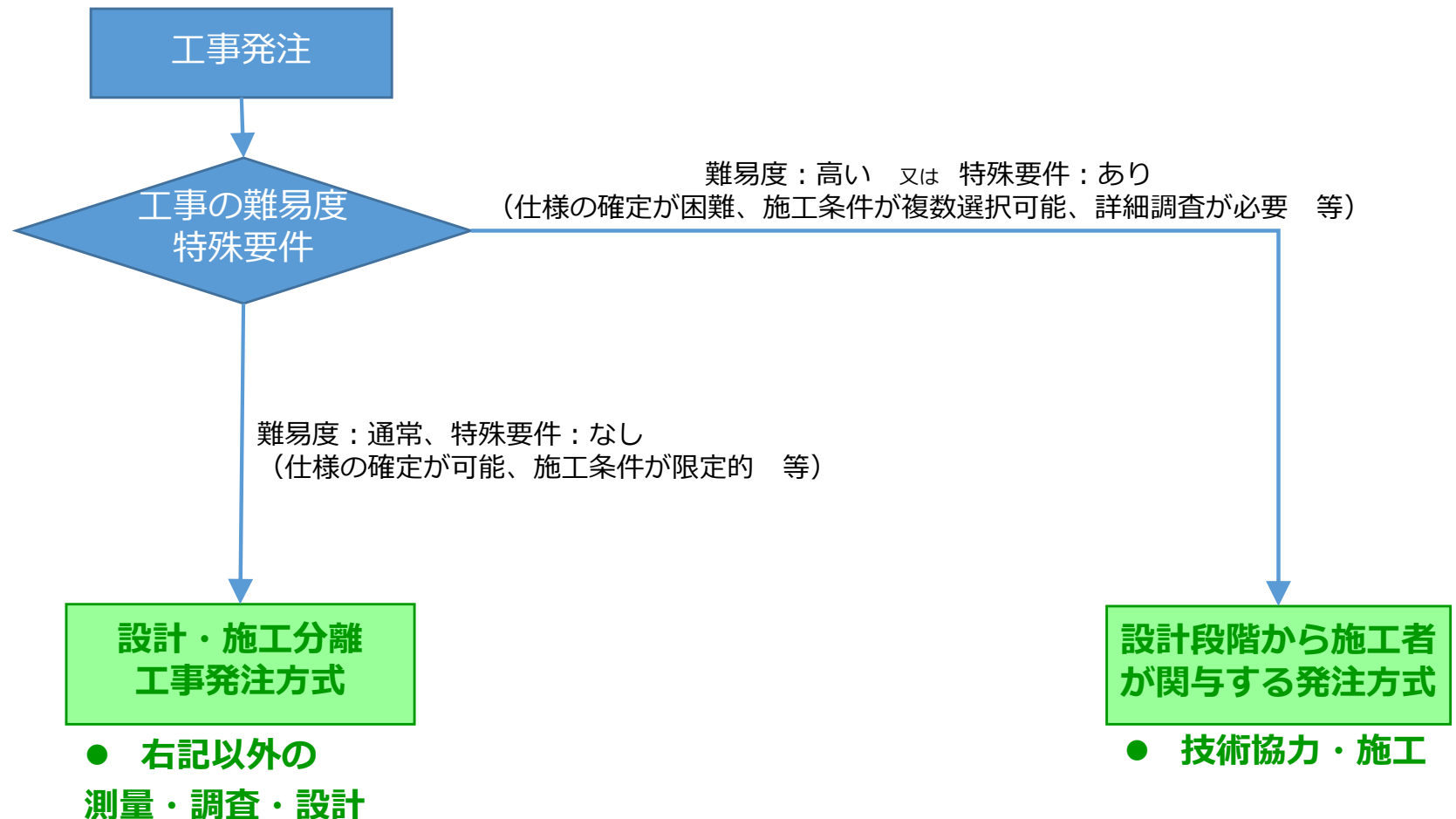
※1：WTO基準額以上の場合「一般競争入札」・WTO基準額未滿の場合「条件付一般競争」となります。

※2：WTO基準額以上の場合「公募型プロポーザル方式」・WTO基準額未滿の場合「簡易公募型プロポーザル方式」

WTO基準額未滿で一定要件を満たす場合（または必要とする場合）「標準プロポーザル方式」となります。

(1) 契約方法の選択

契約方法の選択は次のフローを基本に選択されます。



(2) 競争参加者の設定方法

R5.4改定部分赤字

競争参加者の設定は調査等業務の規模（金額）に応じて選択されます。

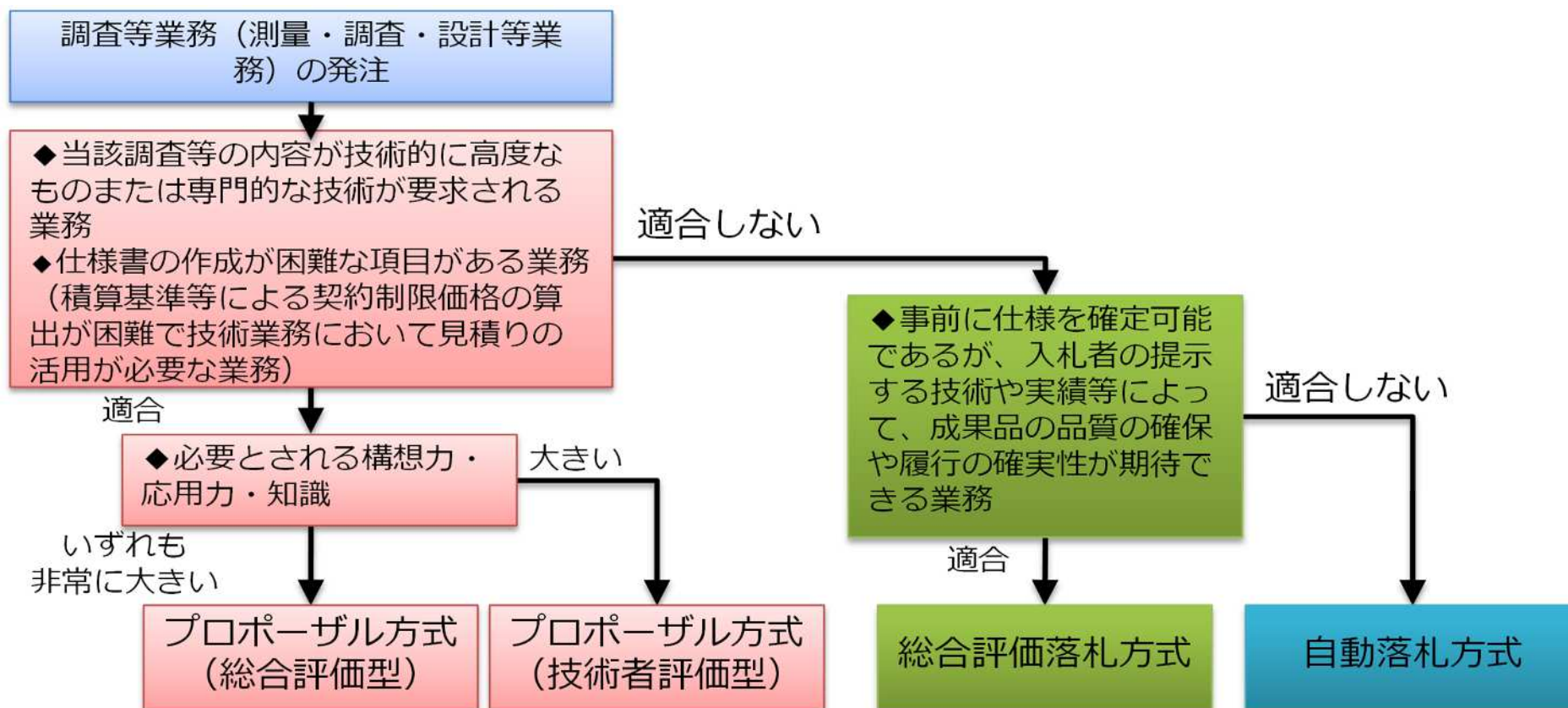
当社では、「競争契約」を原則としつつ、業務の性質に応じて「随意契約」を採用する場合があります。また、政府調達協定基準額（以下「WTO基準額」）未満の調査等で入札不調対策が必要な業務では「**条件付一般競争入札（指名併用型）**」等を採用する場合があります。

契約制限価格	競争契約《原則》			随意契約
WTO基準額	一般競争入札・公募型プロポーザル方式			特定随意契約 (申込委託)
250万円	条件付 一般競争入札 簡易公募型 プロポーザル方式	条件付一般 競争入札 (指名併用型) (入札不調対策) 発注時に、設定した競争参加 資格要件（指名基準）を満た す者を全者指名するとともに、 指名業者以外も競争参加可能 なように公募する方式	(指名競争入札) (標準プロポーザル方式)	緊急随意契約 特命随意契約
0円		簡易型競争入札		

NEXCO東日本における競争参加者の設定方法の概念図（調査等）

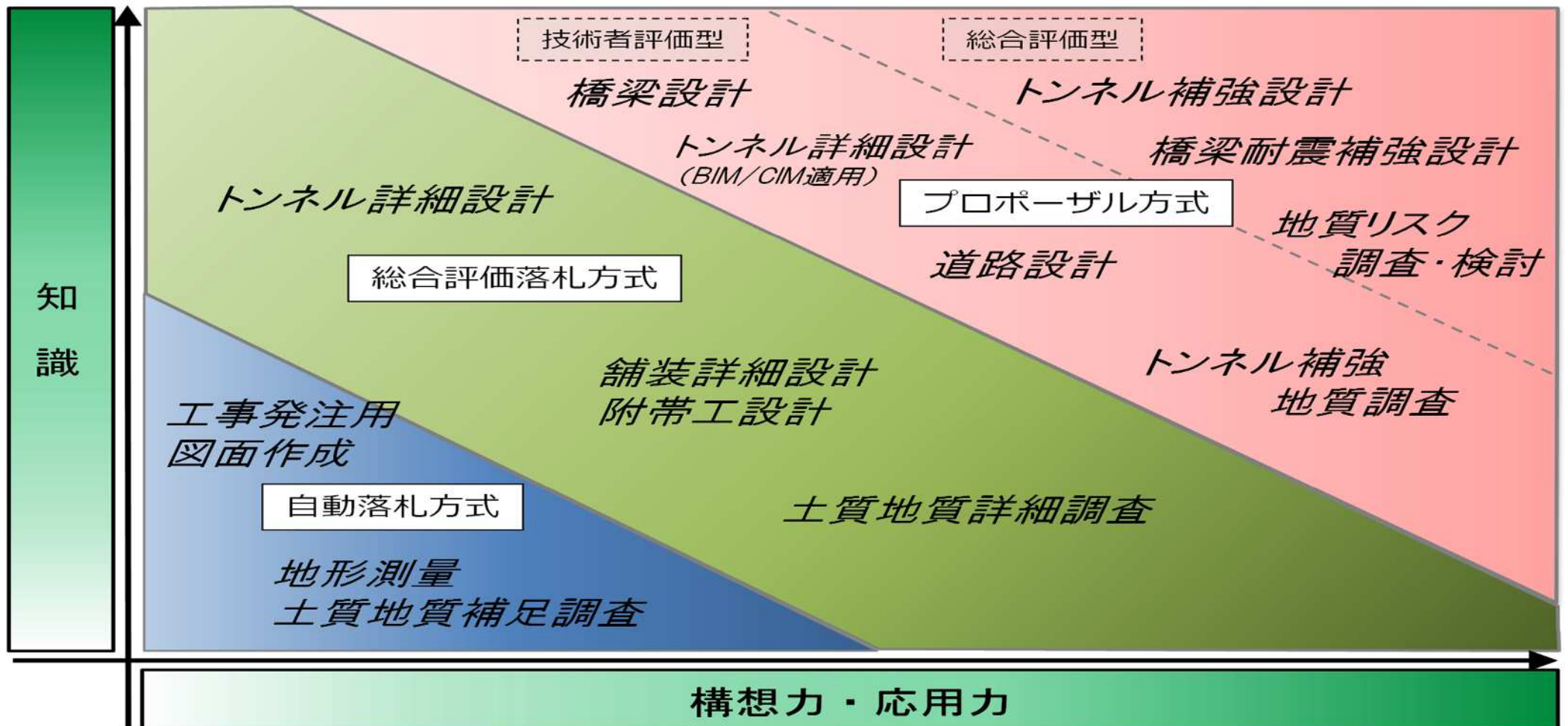
(3) 落札者の決定方法①

- ◆ 調査・設計業務の発注は、調査・設計の内容及び技術的な工夫の余地に応じて「落札者の決定方式」を選定
- ◆ 技術的に高度なものや専門的な技術が要求される業務、積算基準の適用が困難な業務はプロポーザル方式を採用



(3) 落札者の決定方法②

- ◆ 落札者の選定方式が適切に選定されるよう、業務内容に応じた基本的な発注方式も明示
- ◆ 高速道路事業は、技術基準等の専門性のある技術や高い知識が必要であり、プロポーザル方式による発注を優先



2. 低入札価格調査

■ 低入札価格調査制度の概要

【概要】

総合評価落札方式や自動落札方式の場合、落札予定者の入札価格が調査基準価格（適正な履行がなされない恐れがあると認められる価格）を下回る額である場合に、その入札価格の妥当性について調査を行うものです。

■ 低入札調査基準価格の設定

当社が発注する調査等では、次に示すとおり低入札調査基準価格を設定しています。

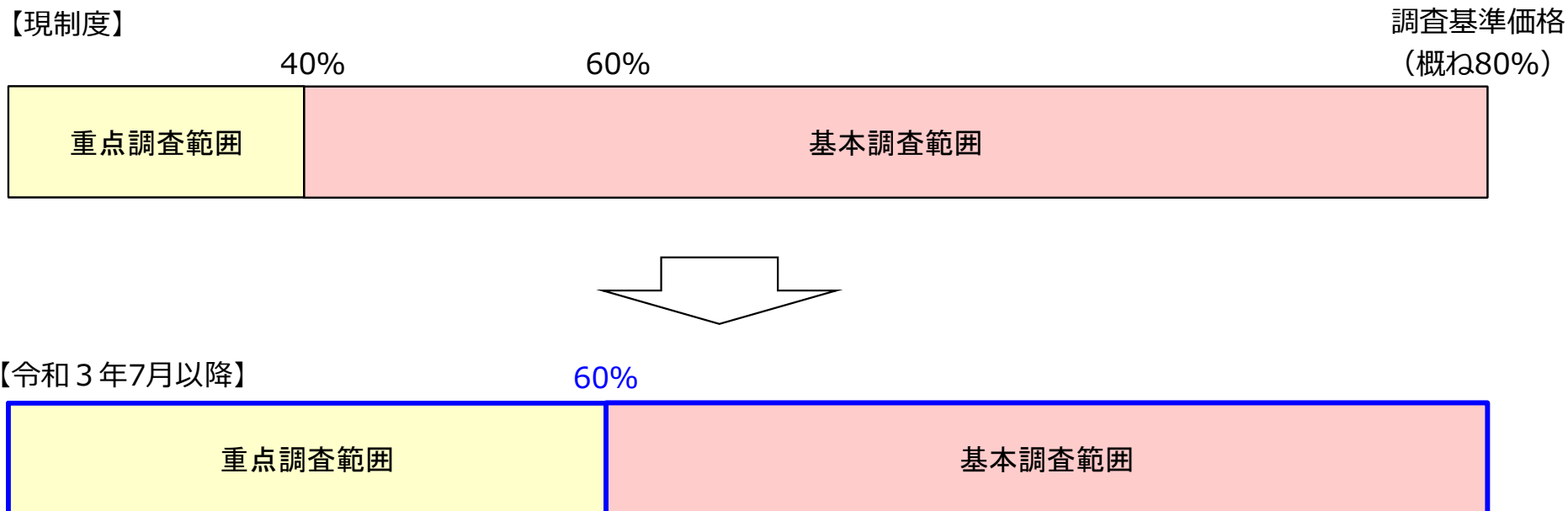
業種区分	調査基準価格	①	②	③	④
測量・試験	右の ①+②	直接費の額	諸経費×48%		
建築設計	右の ①+②+③+④	直接人件費の額	特別経費の額	技術経費 ×60%	諸経費 ×60%
設計 (建築を除く)	右の ①+②+③+④	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価 ×90%	一般管理費等 ×48%
土質地質調査	右の ①+②+③+④	直接調査費の額	間接調査費の額 ×90%	技術業務費の額 ×80%	諸経費 ×48%
補償関係コンサル タント業務	右の ①+②+③+④	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価×90%	一般管理費等 ×45%

2. 低入札価格調査

令和3年7月以降入札公告等を行う調査等から適用

■ 調査等の低入札価格調査要領における調査方法の見直しを行いました。

- ・ 価格評価式の見直しに併せて、「重点調査」の対象範囲を40%⇒60%に引き上げを行いました。



3. 入札不調等への対応①

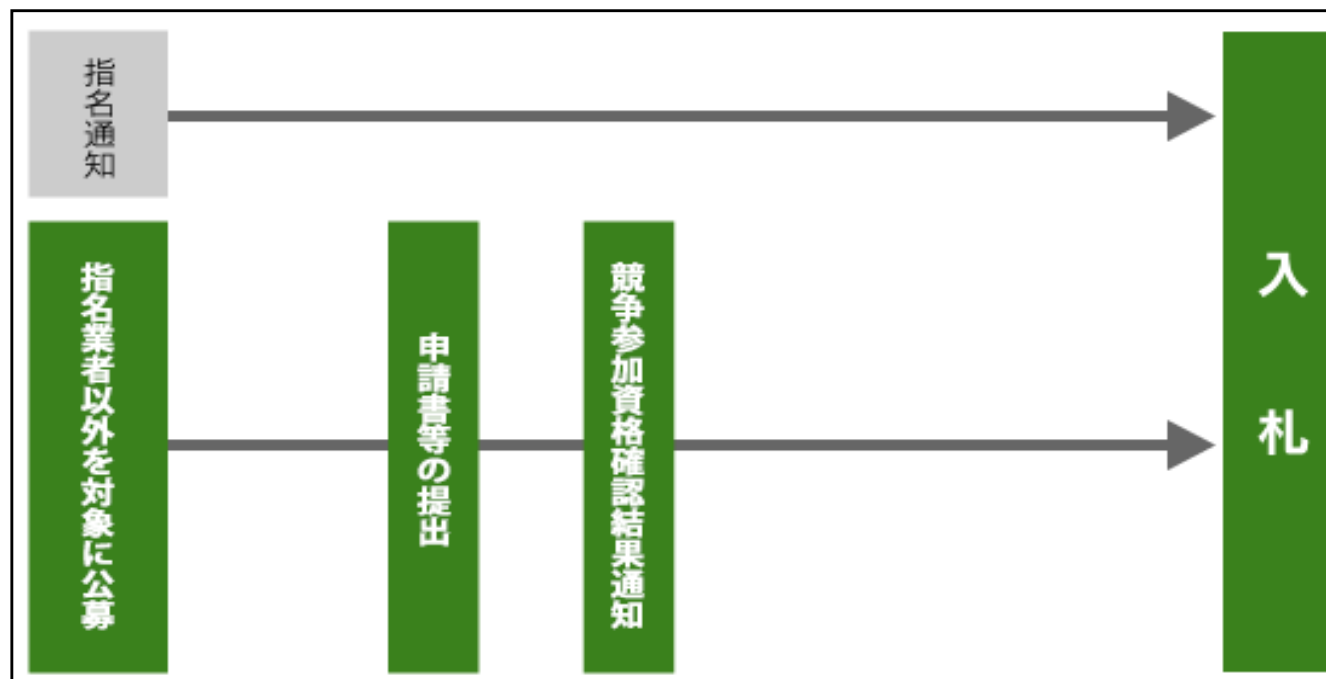
R5.4改定部分赤字

条件付一般競争入札（指名併用型）の適用

条件付一般競争入札（指名併用型）

発注時に、設定した競争参加資格要件（**指名基準**）を満たす者を**全者指名**するとともに、指名業者以外も競争参加可能なように公募する方式

手続の流れ



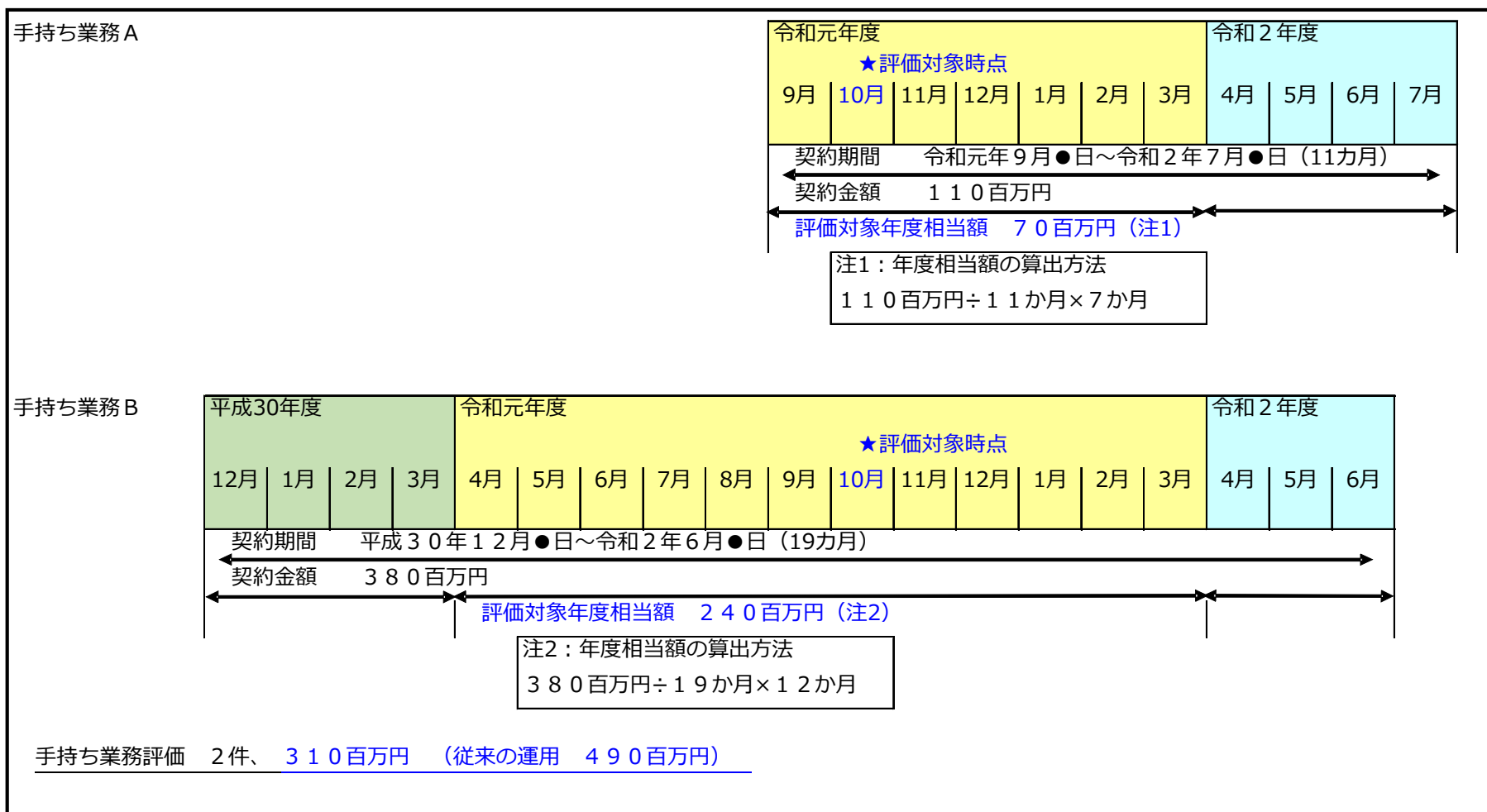
3. 入札不調等への対応②

手持ち業務金額の評価の取扱い（設計）

設計業務における技術者不足への対応として、調査等における配置予定技術者の手持ち業務に関する取扱いにおいて、複数年度にわたる契約業務がある場合の手持ち業務金額の評価方法を見直し、年度換算できることとしています。

また、手持ち業務の評価は、これまで「手続き開始の公示の日」としていましたが、「参加表明書等の提出期限」に見直しを行いました。（令和元年6月24日公表）

例：評価対象時点が、「令和元年10月」の業務における、競争参加希望者の手持ち業務の評価方法



個別案件における手持ち業務の評価方法については、手続き開始の公示等をご確認ください。

3. 入札不調等への対応③

令和3年7月以降入札公告等を行う調査等から適用

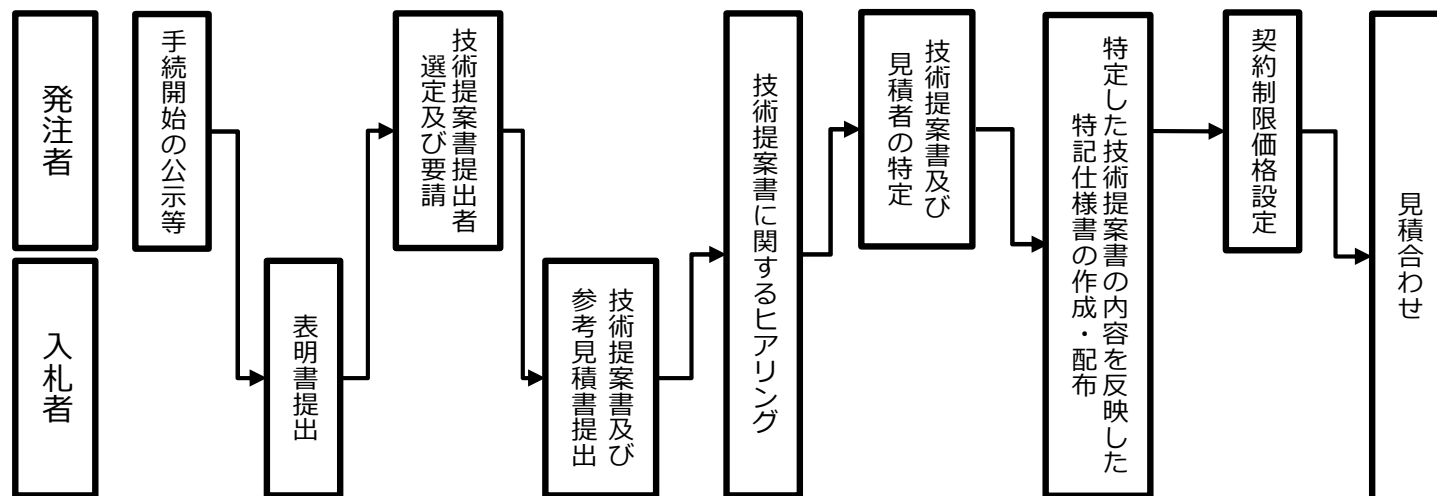
■ 調達手続きにおける入札参加者の見積活用方式

東日本高速道路株式会社では、調査等業務の契約制限価格の設定に際し、調達手続きにおける入札参加者の見積りを活用した方式は、これまで「見積徴収」として実施してきましたが、発注者及び入札参加者の労力軽減等を目的に『見積活用方式』として見直しました。

なお、手順の流れ及び主な見直し概要は20頁に示す工事と同じです。

本頁では、プロポーザル方式の手順の流れなどを以下に示します。

《手順の流れ》



《手順の主なポイント》

- **参考見積書提出時期**
参考見積書の提出は、工事や他の調査等業務とは異なり、技術提案書と同時提出となります。
- **参考見積書の内容確認**
参考見積書の内容に疑義等がある場合には技術提案書に関するヒアリング時に確認を行います。
- **契約制限価格の設定**
当社が技術提案書及び見積者を特定し、その内容を反映した特記仕様書の作成を行った内容に基づき設定を行います。

第6節

総合評価落札方式の概要

あなたに、ベスト・ウェイ。



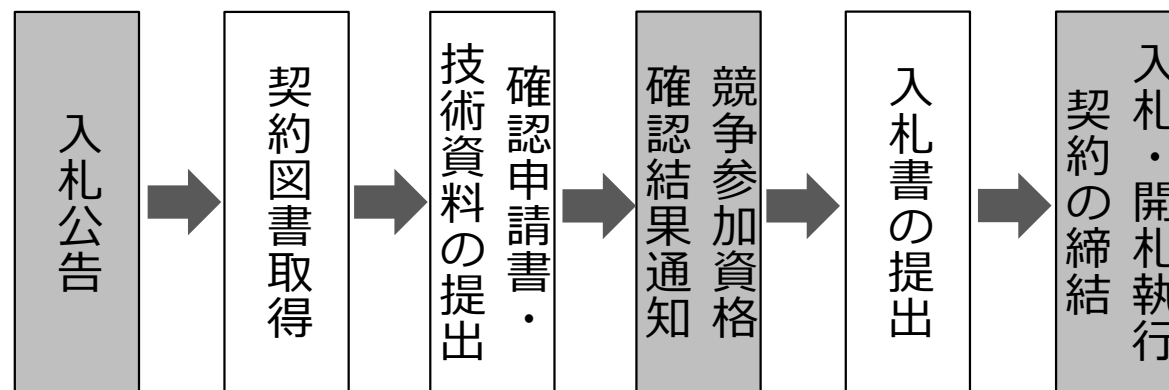
1. 総合評価落札方式の手続の流れ . . . 6 4
2. 評価値等 . . . 6 5
3. 評価項目及び配点 . . . 6 6
4. 評価項目の内容 . . . 6 7

1. 総合評価落札方式の手続の流れ

◆ 総合評価落札方式で適用する競争参加者の設定方法は、当該調査・設計業務の契約制限価格に応じて設定

制限価格(税込み)		落札者の決定方法
		総合評価落札方式
競争参加者の設定方法	WTO基準額以上 (6,800万円以上)	一般競争入札 (WTO適用)
	5,000万円以上	一般競争入札
	250万円超	条件付一般競争入札

総合評価落札方式の競争参加者の設定



総合評価落札方式の手続きの流れ

2. 評価値等

令和3年7月以降入札公告等を行う調査等から適用

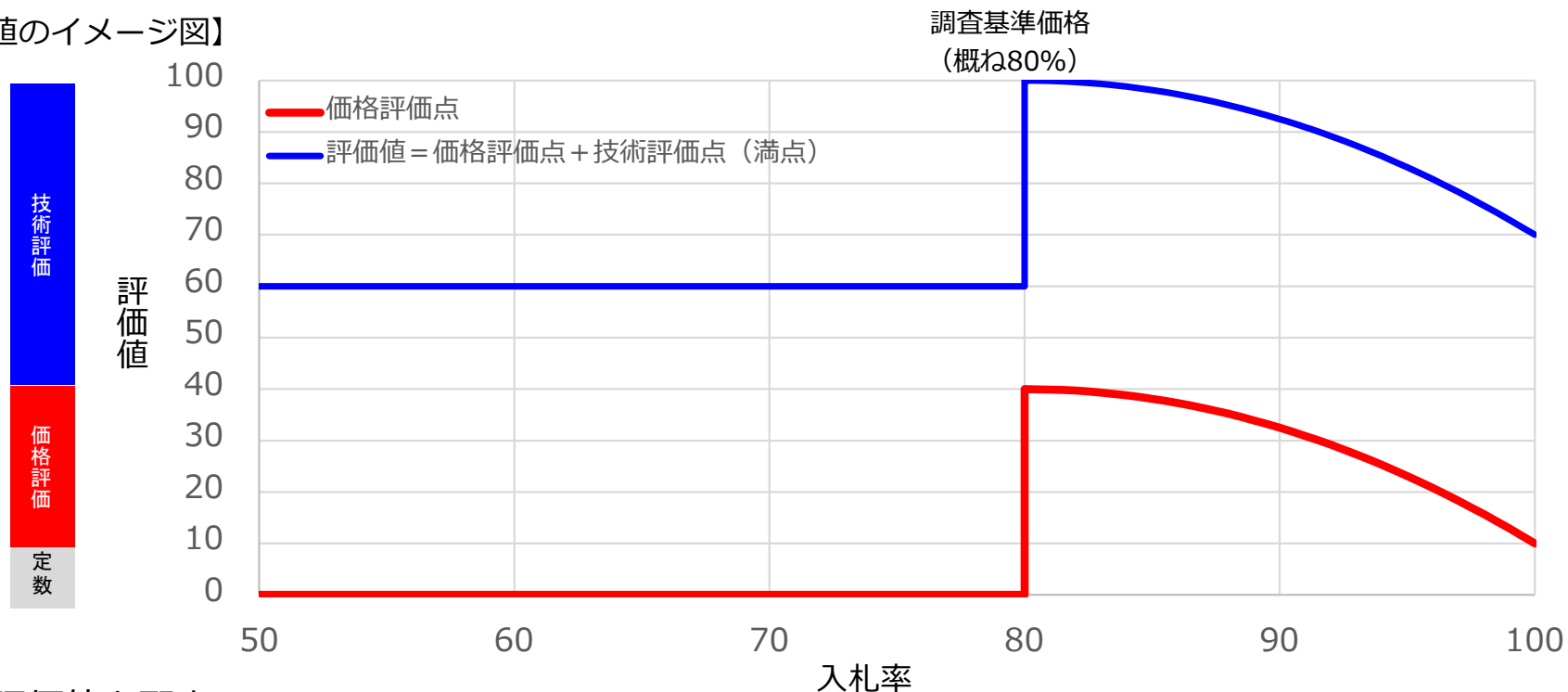
評価値 = 価格評価点 + 技術評価点の価格評価点の算出方式の見直しました。

- ・ **調査基準価格を下回る場合**においては**価格評価点を0点**とすることで低入札での競争を抑制します。

《価格評価式》

$$\text{評価式} = \text{配点} \times \left(1 - \left(\frac{\text{入札価格} - \text{調査基準価格}}{\text{契約制限価格} - \text{調査基準価格}} \right)^2 \right) + \text{定数}$$

【評価値のイメージ図】



■ 評価値と配点

価格評価点と技術評価点の配点バランスは、「価格1：技術2」とする。

	価格評価点		技術評価点 配点	評価値
	配点	定数		
総合評価落札方式	30	10	60	100

3. 評価項目及び配点

令和3年7月以降入札公告等を行う調査等から適用

- ・業務の性質等を踏まえ「**同種業務の実績**」の評価方法の見直しました。
- ・現地作業が伴う業務には、「**履行対象地域での業務実績**」の評価を追加しました。
- ・担い手の中長期的な育成・確保を目指した「**若手・女性技術者**」の評価を追加しました。

■ 総合評価落札方式の評価項目・配点（下表は標準例であり、詳細は、各業務の説明書を参照してください）

No	評価対象	評価項目	評価の着目点	判断基準	土木設計以外			土木設計		
					一般競争入札 (WTO適用)	一般競争(注1)	条件付 一般競争(注1)	一般競争入札 (WTO適用)	一般競争	条件付 一般競争
1	企業	資格・実績等	専門技術力	同種業務の実績	35	25	25	35	15	15
2			管理技術力	施工管理業務の実績	—	—	—	—	10	10
3			地域精通度	地域での業務実績	—	— (5)	— (5)	-	-	-
4		成績・表彰等	専門技術力	同種業務の成績	—	20 (15)	20 (15)	—	20	20
5			専門技術力	表彰実績	—	5	5	—	5	5
6			事故及び不誠実な行為	資格停止措置	-2~-1	-2~-1	-2~-1	-2~-1	-2~-1	-2~-1
小計					35	50	50	35	50	50
7	予定 管理 技術者	資格・実績等	資格要件	技術者資格	30	20 (15)	20 (15)	30	20	20
8			資格要件	若手・女性技術者の配置	5	5	5	5	5	5
9			専門技術力	同種業務の実績	30	20	20	30	20	20
10			地域精通度	地域での業務実績(注1)	-	— (5)	— (5)	-	-	-
11		成績・表彰等	専門技術力	同種業務の成績	-	5	5	-	5	5
12		手持ち業務	手持ち業務金額及び件数		適否	適否	適否	適否	適否	適否
小計					65	50	50	65	50	50
13	業務実施体制	業務実施体制の妥当性		適否	適否	適否	適否	適否	適否	
評価点合計					100	100	100	100	100	100

(注1) 現地作業が伴う業務の場合においては () の配点を使用する。

土木設計とは、業種区分が道路設計、橋梁設計、トンネル設計、その他土木設計のいずれかの設計とする。

4. 評価項目の内容①（変更項目）

- 企業（配置予定技術者）に求める同種業務の実績（評価基準年は過去15年間を基本とします。）
調査業務については、国交省、NEXCO以外の高速道路会社及びその他公共機関の実績をNEXCO実績と同評価にするように見直しました。

評価項目		評価の着眼点		評価基準	配点
企業の経験及び能力・ （配置予定技術者の経験及び能力）	実績等	専門技術力	成果の確実性	同種業務の実績	①満点
				以下の順位で評価する。 ①同種業務実績が平成〇〇年4月1日以降に受渡しが完了した次のイ～トに示す発注機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ NEXCO中日本 ハ NEXCO西日本 ニ 国土交通省 ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社 ヘ 各都道府県 ト 各区市町村 以下の場合には加点しない ②上記イ～ト以外の発注機関の業務実績 ③平成〇年3月31日以前に受渡しが完了した業務 ④類似業務の場合	

※「配置予定技術者の経験及び能力」でも同様に評価します。

4. 評価項目の内容②（変更項目）

- 企業（配置予定技術者）に求める同種業務の実績（評価基準年は過去15年間を基本とします。）
 設計業務については、国交省（道路事業）及びNEXCO以外の高速道路会社の実績をNEXCO実績と同評価にするように見直しました。また、その他公共機関の実績（道路事業）についても評価するように見直しました。

評価項目		評価の着眼点		評価基準	配点	
企業の経験及び能力・ （配置予定技術者の経験及び能力）	実績等	専門技術力	成果の確実性	同種業務の実績	以下の順位で評価する。 ①同種業務実績が平成〇〇年4月1日以降に受渡しが完了した次のイ～ホに示す発注機関発注の業務 イ NEXCO東日本 □ NEXCO中日本 ハ NEXCO西日本 ニ 国土交通省（道路事業） ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社 ②同種業務実績が平成〇〇年4月1日以降に受渡しが完了した次のへ～トに示す発注機関発注の業務 へ 各都道府県（道路事業） ト 各区市町村（道路事業） 以下の場合には加点しない ③上記イ～ト以外の発注機関の業務実績 ④平成〇年3月31日以前に受渡しが完了した業務 ⑤類似業務の場合	①満点 ②配点の1/2

※「配置予定技術者の経験及び能力」でも同様に評価します。

4. 評価項目の内容③

■企業の施工管理業務の実績（評価基準年は過去3年度を基本とします。）

評価項目		評価の着眼点			評価基準	配点
参加表明者の経験及び能力	実績等	管理技術力	専門能力	企業の施工管理業務の実績	以下の順位で評価する。 NEXCO東日本が発注した施工管理業務で令和〇年4月1日以降に完了した実績（※1、※2）があること。 ① 3件 ② 2件 ③ 1件 ※1：現在契約中の業務は実績とはしない。 ※2：継続契約業務（同一機関・組織で実施している業務）は、1件として計上する。	①満点 （10点） ②6点 ③3点

4. 評価項目の内容④

R5.4改定部分赤字

■ 企業（配置予定管理技術者）の同種業務の成績（評価基準年は過去15年間を基本とします。）

評価項目	評価の着眼点		評価基準	配点※
企業の経験及び能力・ （配置予定管理技術者の経験及び能力）	成績・表彰	専門技術力	成果の確実性 同種業務の成績 同種業務の成績を以下の順位で評価する。なお、同種業務の成績は平成〇〇年4月1日以降に受渡しが完了した業務を対象とする。 ① 同種業務がNEXCO東日本・NEXCO中日本・NEXCO西日本の発注業務で成績評定点（業務評定点）が90点以上の業務 ② 同種業務がNEXCO東日本・NEXCO中日本・NEXCO西日本の発注業務で成績評定点（業務評定点）が90点未満71点以上の業務 ③ 同種業務が国土交通省の発注業務で成績評定点（業務評定点）が90点以上の業務 ④ 同種業務が国土交通省の発注業務で成績評定点（業務評定点）が90点未満71点以上の業務 以下の場合には加点しない。 ⑤ 同種業務が平成〇〇年4月1日以降に受渡しが完了した業務で成績評定点（業務評定点）が70点以下の業務 ⑥ 平成〇〇年3月31日以前に受渡しが完了した業務	①20点 ②19.0～1.0点 ③10点 ④9.5～0.5点

※ 「配置予定管理技術者の経験及び能力」でも同様に評価します。
 ※ 配点は、落札者の決定方法（総合評価及びプロポーザル）及び業務内容（調査及び設計等）によって異なります。

4. 評価項目の内容⑤

R5.4改定部分赤字

■企業の表彰実績（評価基準年は過去15年間を基本とします。）

評価項目		評価の着眼点		評価基準	配点※
企業の経験及び能力	成績・表彰	専門技術力	成果の確実性	同一業種における表彰	
				<p>表彰を受けている業務がある場合に以下の順位で評価する。なお、複数の表彰実績がある場合は、提出された表彰実績のうち最も高い表彰実績で評価する。</p> <p>①平成〇〇年4月1日以降に同一業種においてNEXCO東日本の社長表彰又は支社長表彰の実績を有する</p> <p>②平成〇〇年4月1日以降に同一業種においてNEXCO東日本の事務所長表彰の実績を有する</p> <p>以下の場合には加点しない。</p> <p>③表彰実績が無い場合</p> <p>④NEXCO東日本以外での表彰実績である場合</p> <p>⑤平成〇〇年3月31日以前のNEXCO東日本における表彰実績である場合</p> <p>⑥業務に関する表彰ではなく企業等への感謝状である場合</p>	<p>①満点</p> <p>②配点の1/2</p>

4. 評価項目の内容⑥

■ 配置予定技術者の資格

評価項目		評価の着眼点		評価基準	配点※
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野	
				<p>以下の順位で評価する。 なお、外国資格を有する者については、予め下記に示す資格相当の旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。</p> <p>【設計の場合】</p> <p>①競争参加資格要件で求めた技術士の資格を有し、技術士法による登録を行っている。 【研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用する場合】 博士（〇〇）</p> <p>②競争参加資格要件で求めた下記の資格登録を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省登録技術者資格※ ・RCCM ・土木学会認定土木技術者 	<p>① 満点</p> <p>② 配点の1/2</p>

※「国土交通省登録技術者資格」とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成26年11月28日付け国土交通省告示第1107号）に基づき、国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。（官報告示及び国土交通省ホームページにおいて公表）

4. 評価項目の内容⑦（新規項目）

令和3年7月以降入札公告等を行う調査等から適用

■ 企業の履行対象地域での業務実績

現地作業が伴う業務には、地域の特性等を把握し的確な業務遂行が期待できることから「[履行対象地域での業務実績](#)」の評価を追加しました。

評価項目	評価の着眼点		評価基準	配点
企業の経験及び能力・ (配置予定技術者の経験及び能力)	実績等	地域精通度	以下の順位で評価する。 ① 平成〇〇年4月1日以降の履行対象地域（〇〇〇〇都道府県内）での公的機関等の同種業務の業務実績 上記以外は加点しない	①満点
		当該地域での業務実績		

※ 「配置予定管理技術者の経験及び能力」でも同様に評価します。

※ 設計業務では、設計基準等に基づき業務遂行を行うため評価項目の設定を行いません。

■ 若手・女性管理技術者の配置

評価項目	評価の着眼点		評価基準	配点
配置予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格・要件	若手管理技術者（※）または、女性管理技術者の配置 上記以外は加点しない	①満点
		若手・女性管理技術者の配置		

※若手技術者は審査基準日において35歳以下の技術者をいう。

4. 評価項目の内容⑧

◆ 配置予定管理技術者の同種業務の実績・成績は、当該業務での従事役職が管理技術者だけでなく、担当技術者や照査技術者等に従事した者も認めています。

- ・ 評定通知時に、担当技術者の評定も実施されていること、技術者の高齢化・固定化を回避するため、管理技術者の実績に偏った評価を回避

評価項目	評価基準（例） ※記載例であり、実評価は、業務ごとに手続開始の公示（説明書）で確認ください	
配置予定管理技術者の経験及び能力	平成〇〇年（※）4月1日以降に受渡しが完了した配置予定管理技術者の同種業務又は類似業務の経験	<p>以下の順位で評価する。</p> <p><u>同種業務経験は、同種業務に従事した配置予定技術者の役職が管理技術者、照査技術者、現場作業責任者、担当技術者のいずれかの場合に評価する。</u></p> <p>①同種業務がNEXCO東日本・NEXCO中日本・NEXCO西日本の発注業務 ②同種業務が国土交通省の発注業務 (以下省略)</p>
	平成〇〇年（※）4月1日以降に受渡しが完了した配置予定管理技術者の同種業務の成績（技術者評定点）	<p>以下の順位で評価する。</p> <p><u>同種業務の成績は、同種業務に従事した技術者の役職が管理技術者、照査技術者、現場作業責任者、担当技術者のいずれかの場合に評価する。</u></p> <p>①NEXCO東日本・NEXCO中日本・NEXCO西日本の発注業務で成績評定点（技術者評定点）が90点以上の業務 ②NEXCO東日本・NEXCO中日本・NEXCO西日本の発注業務で成績評定点（技術者評定点）が90点未満71点以上の業務 ③（以下省略）</p>

(※) 評価基準年は過去15年間を基本とします。

第7節

プロポーザル方式の概要

あなたに、ベスト・ウェイ。



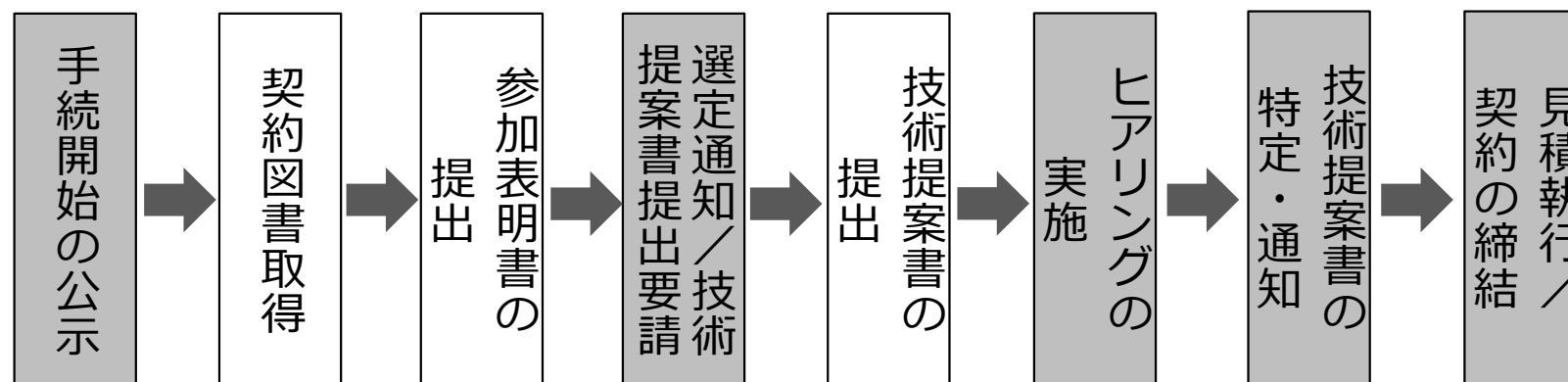
1. プロポーザル方式の手続の流れ . . . 77
2. 選定時の評価項目及び配点 . . . 78
3. 特定時の評価項目及び配点 . . . 79

1. プロポーザル方式の手続の流れ

◆ プロポーザル方式で適用する競争参加者の設定方法は、当該調査・設計業務の契約制限価格及び業務の内容に応じて設定

制限価格(税込み)		落札者の決定方法	
		プロポーザル方式 (総合評価型)	プロポーザル方式 (技術者評価型)
競争参加者の設定方法	WTO基準額以上 (6,800万円以上)	公募型プロポーザル方式	
	5,000万円以上	簡易公募型プロポーザル方式	
	250万円超	簡易公募型プロポーザル方式 または 標準プロポーザル方式	

プロポーザル方式の競争参加者の設定



プロポーザル方式の手続きの流れ

2. 選定時の評価項目及び配点

- ・業務の性質等を踏まえ「同種業務の実績」の評価方法の見直しました。
- ・現地作業が伴う業務には、「履行対象地域での業務実績」の評価を追加しました。

■プロポーザル方式・選定基準（下表は標準例であり、詳細は、各業務の説明書を参照してください）
 なお、評価項目の内容は、総合評価落札方式 67~74頁に示すと内容と同じです。

NO	評価対象	評価項目	評価の着目点	判断基準	公募型プロポーザル方式		簡易公募型プロポーザル方式(注2)	
					総合評価型	技術者評価型	総合評価型	技術者評価型
選定・参加表明書	参加表明者	資格・実績等	専門技術力	同種類業務の実績	40	40	20	20
			管理技術力	施工管理業務の実績(注1)	—	—	10	10
			地域精通度	地域での業務実績	—	—	— (5)	— (5)
		成績・表彰等	専門技術力	同種業務の成績	—	—	10(5)	10(5)
			専門技術力	表彰実績	—	—	5	5
		事故及び不誠実な行為	資格停止措置	-2~-5	-2~-5	-2~-5	-2~-5	
小計					40	40	45	45
選定・参加表明書	予定管理技術者	資格・実績等	資格要件	技術者資格	30	30	20	20
			専門技術力	同種類業務の実績	30	30	20	20
			地域精通度	地域での業務実績	—	—	— (5)	— (5)
		成績・表彰等	専門技術力	同種業務の成績	—	—	15(10)	15(10)
		手持ち業務	手持ち業務金額及び件数	適否	適否	適否	適否	
小計					60	60	55	55
12	業務実施体制	業務実施体制の妥当性	適否	適否	適否	適否	適否	適否
評価点合計					100	100	100	100

(注1)業種区分が道路設計、橋梁設計、トンネル設計、その他土木設計の場合に評価する。

(注2)現地作業が伴う業務の場合においては()の配点を使用する。

3. 特定時の評価項目及び配点

- ・業務の性質等を踏まえ「同種業務の実績」の評価方法の見直しました。
- ・現地作業が伴う業務には、「履行対象地域での業務実績」の評価を追加しました。

■プロポーザル方式・特定基準（下表は標準例であり、詳細は、各業務の説明書を参照してください）
 なお、評価項目の内容は、総合評価落札方式 67～74頁に示すと内容と同じです。

	評価対象	評価項目	評価の着目点	判断基準	公募型プロポーザル方式		簡易公募型プロポーザル方式(注2)		標準プロポーザル方式(注2)		
					総合評価型	技術者評価型	総合評価型	技術者評価型	総合評価型	技術者評価型	
特定 技術 提案 書 及 び ヒ ア リ ン グ	13	企業	資格・実績等	管理技術力	施工管理業務の実績(注1)			10	10	10	10
	14			地域精通度	地域での業務実績	—	—	— (5)	— (5)	— (5)	— (5)
	15	予定 管理 技術 者	資格・実績等	資格要件	技術者資格	10	10	10(5)	10(5)	10(5)	10(5)
	16			専門技術力	同種類似業務の実績	10	10	10(5)	10(5)	10(5)	10(5)
	17			地域精通度	地域での業務実績	—	—	— (5)	— (5)	— (5)	— (5)
	18	予定 技術 者	資格・実績等	資格要件	技術者資格	10	10	5	5	5	5
	19			専門技術力	同種類似業務の実績	10	10	5	5	5	5
			小計			40	40	40	40	40	40
	20	実施方針・実施フロー・工程表・その他		業務理解度		5	10	5	10	5	10
				実施手順		10	30	10	30	10	30
				その他(業務知識・有効な代替案)		10	20	10	20	10	20
	21	特定テーマに対する技術提案		全体(※複数テーマ間の整合性)		35		35		35	
				的確性							
				実現性							
				独創性							
			小計			60	60	60	60	60	60
	22	参考見積				適否	適否	適否	適否	適否	適否
	評価点合計					100	100	100	100	100	100

(注1)業種区分が道路設計、橋梁設計、トンネル設計、その他土木設計の場合に評価する。
 (注2)現地作業が伴う業務の場合においては()の配点を使用する。

第8節

その他の入札方式の紹介

あなたに、ベスト・ウェイ。



1. 設計業務と施工管理業務との連携 . . . 8 2
2. 橋梁設計における基本契約方式 . . . 8 3

1. 設計業務と施工管理業務との連携

建設コンサルタントが担う設計業務と施工管理業務の連携の強化

- ◆ 多くの施工管理業務を建設コンサルタントが実施しており、設計業務との連携を強化することで、受注意欲の向上と技術者の経験機会を創出します

① 設計・施工管理業務

- 当社と建設コンサルタント双方にとって効率的かつ柔軟な業務実施体制を構築することを目的とし、設計業務の対象工事の完成まで、施工管理業務を継続契約する前提で設計と施工管理業務を一括して調達する取組を実施
- 設計の担当技術者が工事段階で現場の施工管理実態を把握できる等技術者の経験機会を創出 (平成29年6月～)

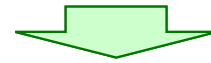
② 設計業務調達時に施工管理業務実績を評価【企業】

- 当社が発注する土木設計業務（道路設計、橋梁設計、トンネル設計、その他土木設計）の調達時（簡易公募プロポーザル方式、総合評価落札方式（条件付一般競争入札））の企業の評価項目に『施工管理業務の実績』を追加 (平成30年7月～)

2. 橋梁設計における基本契約方式

R5.4改定部分赤字

- ◆ 橋梁の耐震補強事業は、一定の期間に同種の設計を集中して実施し設計ストックを確実に確保し、工事を行うことが必要
- ◆ 一方、設計契約手続きなどの発注業務の集中は発注者・競争参加者ともに時間・労力を要す
- ◆ 橋梁の耐震設計成果の確実な確保を円滑に実施するための方策が必要



- ◆ 複数の橋梁を一括※して公募型プロポーザル方式に付して競争参加者を募集し評価したうえで設計実施者を特定し「基本契約」を締結し、その後、基本契約に基づく個々の橋梁の耐震補強設計について、受発注者間での履行期間・価格などに関する契約交渉を経て随意契約による「個別契約」を締結する『設計基本契約方式』を導入

※「一括」の単位は、事務所単位・路線単位・区間単位などがあります。

- ◆ 設計基本契約方式の導入により下記効果を期待
 - 橋梁の耐震補強設計の確実な実施及び設計ストックの確保
 - 調達手続きの複数案件を基本契約による一括手続きとなるため、発注者側は発注手続き・審査・評価等、受注者側は参加表明書や技術提案書の作成等の受発注者双方の負担軽減・入札不調リスク回避 など

■ 設計の基本契約方式によりNEXCO東日本の耐震補強事業での設計の確実な履行・成果の確実な確保を目指す

■ 耐震補強に加えて大規模更新、大規模修繕、維持修繕の橋梁設計にも適用を拡大するとともに設計共同体での参加を可能としました